

第二次大戦後における世界経済の再編：アメリカの対外援助政策の展開を視軸にして

ISHIGAKI, Kesakichi / 石垣, 今朝吉

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

33

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

53

(終了ページ / End Page)

114

(発行年 / Year)

1987-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006563>

第二次大戦後における世界経済の再編

——アメリカの対外援助政策の展開を視軸にして——

石垣 今朝吉

目次

一 はしがき

二 西欧の再編

A 前史

B マーシャル・プラン

1 マーシャル・プランにいたる政治過程

2 マーシャル・プランにいたる経済過程

3 マーシャル・プランの性格

三 いわゆる低開発諸国の再編

1 グレイ報告

2 ロックフェラー報告

3 低開発諸国の再編

四 アメリカの対外援助政策の性格

第二次大戦後における世界経済の再編

一 はしがき

第二次世界大戦は、第一次世界大戦に比べてその規模、その破壊の深刻さにおいて数倍の大きさに達したといわれる。たとえば『国際決済銀行第一五次報告』は、「一九四五年の夏までに第二次世界大戦の戦費総計（各国の国庫が負担した戦費）はその実際価値において第一次世界大戦の戦費のゆうに四倍の大きさに達した」と推定している。⁽¹⁾また市民を含めた死者の数においても、ヨーロッパのみで約三千万人、全世界で五千万人を超え、⁽²⁾第一次大戦時の五倍以上に達した。こうした人的・物的大消耗戦を演じた第二次大戦は、資本主義の不均衡発展を激しく深化させた結果、第一次大戦後の世界経済の再建にあたって考えられたような単なる戦前への復帰（Back to normalcy）を不可能とした。その意味で、第二次大戦後の世界経済の再建はそれ自体新しい歴史の開始を告げるものであった。その上、ソヴイエト・ロシア一国にとどまっていた社会主義勢力は、戦時中の共産党を主力とした反ファシズム・レジスタンス運動を戦後新しい形で継承して、人民民主主義政権の樹立を通してその勢力を伸張し、ここにエルベ河以東、黄海にいたる広大なユーラシア大陸に、いわゆる一大社会主義圏を形成するにいたったのである。

(1) 『国際決済銀行第一五次報告』邦訳（日本経済評論社版）五二ページ。

以下同『報告』を使用するときは、すべて日本経済評論社版を用いる。

(2) Henri Claude, *Ou va l'imperialisme américain*, 1960, 陸井四郎・小出峻訳『アメリカ帝国主義の史的分析』一九五二年、社会書房、一四四—一四五ページ。

(3) 大島清編『戦後世界の経済過程』一九六八年、東京大学出版会、二二二ページ。

こうして、新しい歴史の開始を告げる第二次大戦後の世界経済の復興・発展にとって非常な困難を伴うことが明らかとなり、それにしたがってアメリカの世界政策の展開も変質を余儀なくされていった。隔絶した生産力を持ち、かつ直接の戦場から遠く離れて戦争の被害も極端に少なかったアメリカは、戦争による疲弊がはなはだしかったかつてのヨーロッパ列強に代わってその巨姿を現出させ、「民主主義」擁護のための対外政策を展開したが、その物的背景をなしたものが巨大な生産力にもとづく対外援助であった。本稿では、アメリカの対外援助政策の展開を通して、戦後の世界経済がいかに再編されていったかを検討することを課題とする。

二 西欧の再編

A 前史

一九四〇年六月、フランスがドイツに降伏したのち、ヨーロッパの戦場ではイギリスが孤立無援のまま対独戦争を遂行しつづけた。アメリカは前年の一九三九年一月に一九三七年中立法を改正して、「現金」自国船主義 (Cash and Carry) でイギリスに武器を売却することに踏み切り、間接的ながら戦争への介入を決定していたが、フランスの降伏後の対英援助が改めて脚光を浴びて、援助を継続すべきか否かをめぐって世論が二分されたのである。しかしながらルーズヴェルト大統領は、現金見返りに限って武器輸出を認めるといふ「現金」自国船主義にもとづく武器売却の結果、反対にイギリス側での手持ち外貨が底をつくという事態を招来したので、それに対処して一九四一年三月、武器貸与法 (Lend-Lease Act) を制定して対英援助の続行を決定するにいたった。同法は大統領に対し、ある特定国の防衛が「米国の防衛にとってきわめて重要」であると大統領が認めた国に対し、「防衛物資」について

「売却、権利譲渡、交換、貸与ないしは他のかたちで処分」する権限を付与するものであったし、また武器貸与の決済条件についても「物品、物財、その他直接、間接的に米国の利益になると大統領が認めた物件での支払いはいしは返済」という、かなり自由裁量の余地を残したものであった。

- (1) 「イギリスにとって対外支払面できわめて困難だった時期は一九四一年はじめてであつた」(『国際決済銀行第一四次報告』一六八ページ)で、イギリスの金・ドル準備は一九三九年八月の六億五〇〇万ポンド(一ポンド＝四・九ドルとしてドル換算すれば二九億六四五〇万ドル)から、一九四〇年一月に七四〇〇万ポンド(同上、三億六二六〇万ドル)に著減し(『国際決済銀行第一五次報告』一三六ページ)、さらに一九四一年春には一二〇〇万ドルに減少(R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, 1969, 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』上巻、一九七三年、東洋経済新報社、一九二ページ、註(2)していた。

(2) R. N. Gardner, *op. cit.* 邦訳上巻、一七四ページ。

(3) R. N. Gardner, *op. cit.* 邦訳上巻、一七五ページ。

普通は「武器貸与法」として知られる「米国防増進法」(An Act to Promote the Defense of the United States)は、その名称から窺われるように、アメリカ自身の国防を増進する目的で制定されたものであり、連合国への武器貸与はその一環をなすものであった。したがって、武器貸与による実際の支出は、アメリカ財務省の報告において「国防」項目のなかの「防衛援助(武器貸与)」の小項目に示されて、アメリカ自身の国防支出の一部を構成するものであったのである。武器貸与法のこうした性格からいって、それは単にイギリスに対してのみ適用されるものではなく、アメリカ大統領が「米国の防衛にとってきわめて重要」であると認めたとすべての国に対してひとしく適用されるものであった。一九四一年三月の武器貸与法が成立した当時のアメリカ議会の雰囲気について、D・F・フレミ

ングは次のように記している。「もし孤立主義派がこの法律（武器貸与法をさす——引用者）はソヴェト援助に利用されるかもしれないという疑念をもっていたら、これを成立させるはずがなく、ローズヴェルトのソヴェト援助も達成できなかったであろう」と。「共産主義の勝利はフアシズムの勝利より、アメリカにとつてはるかに危険であろう」というロバート・A・タフト上院議員に代表される意見がアメリカでは圧倒的に多かつたようであり、また武器貸与法成立後においても、ソヴェト・ロシアは数週間ないしは数ヶ月以内にドイツによって粉砕されるであろうから、武器貸与法もソヴェト・ロシアに適用されることはないだろうとの見解が大勢を占めていたようである。

(4) 『国際決済銀行第一四次報告』一七三ページ。

(5) (9) D.F.Fleming, 'The Cold War and Its Origins (1917-1960)', 1961. 小橋操訳『現代国際政治史』1、一九六六年、岩波書店、二三五―二三六ページ。

一九四一年六月二二日、独ソ戦が開始されたが、同年八月九日からニューファウンドランド沖のアージエンティアにおいて米英両首脳による大西洋会談が開かれた。ルーズヴェルト大統領とチャーチル首相とによるこの会談において、八カ条にわたる米英共同宣言、いわゆる大西洋憲章が起草・採択されたが、さらに対ソ援助について取り決めるため、合同使節団をモスクワに派遣することで合意し、会談は終了した。この合同使節団の両国首席代表アヴィル・ハリマンとビーヴァルク卿は、一九四一年九月二八日から三回にわたってスターリンと会談し、そこでソヴェトに送られる物資の品目表の原案が作成され、アメリカは一九四一年一〇月一日から翌四二年七月一日までの間に、一〇億ドル相当の物資を引き渡す約束を取り交わしたのである。この約束にしたがって、一九四二年三月七日、ルーズヴェルトは対ソ援助物資の船積み⁽⁷⁾を命令した。

(7) 以上は、D. F. Fleming, op. cit. 邦訳一、二二九—二四〇ページを参照した。

以上のように、武器貸与法はアメリカ国内の孤立主義派の迷惑をこえてソヴィエト・ロシアにまで適用されることになったが、国内の多数の迷惑がどうあるうが、客観的にはヨーロッパ戦争における勝敗の帰趨は明らかにイギリスにとつて不利であつたがために、アメリカとしてもイギリスの孤立無援の態勢を放置できなかったといえよう。だからこそ、独ソ開戦によるソ連参戦はイギリスにとつてはよきパートナーの出現とみ、その開戦直後にイギリスは対ソ援助を決定し、それを前提にして大西洋会談に臨んだのである。したがって、独ソ戦を契機に、イギリスが武器貸与法の適用をソヴィエト・ロシアにまで拡大すべきことを強くアメリカに迫つたであろうし、それによつてのみイギリス、ひいてはアメリカ自身の防衛になることを主張したことは明白なことのように思われる。こうして、武器貸与法が米英協調——とはいえイギリスのイニシアティブによる——のもとで、ソヴィエト・ロシアに適用されるにいたつたことは当然の成り行きであつたといえる。

(8) マーシャル陸軍参謀長などアメリカ軍部の意見は、イギリスの敗北は時間の問題であるとみていた(『岩波講座世界歴史』第二九卷、一九七一年、岩波書店、三二五—三二六ページ)。それほど戦況はイギリスにとつて不利であつたようである。

(9) D. F. Fleming, op. cit. 邦訳一、二二九—二三八ページ。

武器貸与法施行以来、一九四四年六月までのアメリカの武器貸与は、表1にみるように総計二一五億三五〇〇万ドルに上り、これにはアメリカ以外の国で購入して直接受入国に送られた商品とか、貸与された船舶の価値等が含まれておらず、これらは合計して三三億ドルに達し、さらにこのほかにアメリカ側の与えたサービスの代価三四億五〇〇〇万ドルがあるので、これらを合わせると総額で二八二億八五〇〇万ドルに達することになる。また同表によれば、

表1 アメリカの武器貸与による輸出 — 地域分布

(単位百万ドル)

	1941年	1942	1943	1944年 1～6月	合 計	
イギリス	573	2,005	4,074	2,669	9,321	43%
ソ 連	1	1,351	2,927	1,653	5,932	28
地中海(1)	96	690	1,608	675	3,071	14
極 東 (2)	52	640	1,114	609	2,415	11
その他(3)	19	205	385	188	796	4
総 計	739	4,891	10,109	5,794	21,535	100

(註) (1) 地中海地域、アフリカおよび中東。

(2) 中国、インド、オーストラリアおよびニュージーランド。

(3) ラテンアメリカおよびその他すべて。

資料：『国際決済銀行第14次報告』171 ページ。

表2 アメリカの武器貸与輸出の品目構成および輸出先

(1941年3月—1944年6月)

(単位百万ドル)

	イギリス	ソ 連	アフリカ、 中東および地中海 地方	中国、インド、オース トラリアおよびニュエ ージーランド	その他 諸 国	合 計
軍 需 品	4,409	3,177	2,285	1,520	673	12,064
工業原料	2,283	1,729	590	758	96	5,456
農 産 物	2,629	1,026	196	137	27	4,015
合 計	9,321	5,932	3,071	2,415	796	21,535

資料：『国際決済銀行第14次報告』85 ページ。

表3 アメリカの外国貿易

(単位百万ドル)

	1938年	1941	1942	1943	1944	1945年 1月-6月
輸出						
商業輸出	3,094	4,406	3,147	2,606	2,956	1,759
武器貸与輸出	—	741	4,933	10,357	11,305	4,050
輸出総額	3,094	5,147	8,080	12,963	14,261	5,809
輸入	1,960	3,345	2,742	3,371	3,916	2,122
差額	+ 1,134	+ 1,802	+ 5,338	+ 9,592	+10,345	+ 3,687
輸入と商業輸出との差額	+ 1,134	+ 1,061	+ 405	- 765	- 960	- 363

資料：『国際決済銀行第15次報告』194ページ。

対英援助が全体の四三%を占め、次いでソ連に対しその二八%にあたる五九億三二〇〇万ドルに上り、両国で全体の七割を超える。この表をやや詳しくみてみると、一九四一年に全体の七七・五%を占めていた対英援助は、一九四三年には絶対対額では七倍に増えているにもかかわらず、全体比では四〇・三%を占めるにすぎないのに対し、対ソ援助額は一九四三年に前年より二倍以上の増大で、全体比でも二七・六%から二九%に比重を増やしている。一九四一年に五二〇〇万ドルにすぎなかった極東向け援助は、米日開戦を反映して一九四三年には一億一四〇〇万ドルと、一九四一年の二一倍以上に達した。こうした動きの変遷はもちろん戦局の展開を反映したものであり、このことは表2によっても窺知できよう。表2は武器貸与輸出の品目別、地域別をみたものであるが、これによれば一九四四年六月までの対英援助のうち、軍需品は四七・三%を占め、残りを工業原料と農産物に約半分ずつ充当しているのに対し、ソ連、アフリカ、中東、極東など直接の激戦場となっている地域に対しては、軍需品援助が圧倒的に高い比重を占めているのが特徴である。

アメリカの武器貸与は、ヨーロッパにおける連合国の反撃が強まった一九四四年に最高潮に達するが、それは表3から明らかである。すなわ

表4 アメリカよりの武器貸与援助(1)
(1941年3月11日~1945年7月1日)

国 別	単位1億ドル
イギリス	135
ソ連	91
アフリカ・中東・地中海地域	38
中国並にインド	22
オーストラリア並にニュージーランド	14
ラテン・アメリカ	2
その他の諸国	12
総 額	314

(註)(1) 特定国向輸出に属せざる海運、船舶、一部商品及びサービス総額106億ドルを除く。

資料：『国際決済銀行第15次報告』196ページ。

表5 アメリカの武器貸与援助
(1941年3月11日~1945年7月1日)

	単位1億ドル	%
供給物資		
軍需品(船舶を含む)	207	49
石油製品	22	5
工業原料並に生産物	86	20
農産物	59	14
海運その他のサービス	46	11
総 額	420	100

資料：『国際決済銀行第15次報告』195ページ。

ち、同年の武器貸与輸出は一一三億五〇〇万ドルに上り、アメリカの輸出総額の八割を占めた。それは商業輸出の約四倍近い数字である。こうした傾向は、日本の敗北直後の一九四五年八月二日の武器貸与供給の停止に関するアメリカ大統領の声明まで続いた。こうして、一九四一年三月一日から一九四五年七月一日にいたるまでの期間において、アメリカの武器貸与援助は船舶、サービス等を除いて三一四億ドルに達し、そのうちイギリスは四三%にあたる

表6 アンラ財源
(単位百万ドル)

醸 出 国	金 額
ア メ リ カ	2,700
英 帝 国 (1)	900
中 南 米 (2)	62
そ の 他	33
合 計	3,695 (3)

(註) (1) そのうちイギリスは6億2500万ドル、カナダは1億4000万ドルである。

(2) アルゼンチン以外のほとんどすべての南米諸国

(3) 払込国総数は48カ国政府である。

資料：『国際決済銀行第17次報告』283ページ。

置されたものである⁽¹⁰⁾。その目的は、「連合国のいずれかの国の支配下にある一切の地域における戦争犠牲者の救済のための措置」を講ずるにあり、敵軍の侵略を受けなかった各加盟国は、一九四三年六月に終わる一カ年間の国民所得の1%を醸出し合うことになった⁽¹¹⁾。醸出総額は表6にみられるように三六億九五〇〇万ドルで、うちアメリカは二七億ドル(総額の七三・1%)、イギリスは六億二五〇〇万ドル(二六・9%)を負担することになった。

(10) 『国際決済銀行第一七次報告』二八二ページ。

(11) 『国際決済銀行第一五次報告』七四ページ。

アンラ計画は一九四六年末に完了の予定であったが、実際に完了したのは一九四七年上半年期であり、ただ中国その

一三五億ドル、ソ連は二七%の九一億ドル、アフリカ・中東・地中海地域は一二%の三八億ドルの援助を受けたのである(表4参照)。それを品目別にみれば、表5のとおり軍需品——飛行機、船舶、軍用自動車等——が全体の約五〇%を占め、工業原料および製品が二〇%を占めたのである。

武器貸与に次いで重要なアメリカの対外援助政策はアンラ(UNRRA = United Nations Relief and Rehabilitation Administration)である。国際的な救済復興機関であるアンラは、一九四一年九月イギリスで設立された対欧救済事業機関と一九四二年一月アメリカで設立された外国救済復興機関を統合して、一九四三年一月に四四カ国の参加の下に設

表7 アンラ事業計画

(単位百万ドル)

受 取 国	1946年12月 31日までの 予定計画	実際積出高	1947年1月1 日未完了分
中 国	535	271	264
ポ ー ラ ン ド	475	401	74
ユ ー ゴ ス ラ ヴ ィ ア	425	365	60
イ タ リ ア	425	307	118
ギ リ シ ャ	350	325	25
チェコスロヴァキア	270	227	43
ソ 連	250	209	41
オ ー ス ト リ ア	117	102	15
そ の 他 諸 国	91	64	27
合 計	2,938	2,271	667

資料：「国際決済銀行第17次報告」283 ページ。

表8 アンラ援助様式

(単位百万ドル)

部 類 別	金 額
救済：	
食 糧	1,199
衣 料 品	428
医 薬 品	131
復興：	
農 業	346
工 業	686
雑項目その他	148
合 計	2,938

資料：「国際決済銀行第17次報告」283 ページ。

他一部諸国への救済活動は同年末まで継続された。ここでは完了
 予定の一九四六年末までの救済物資配分計画と救済物資の内訳を
 みれば表7および表8のとおりである。表7によれば、実際に積
 出された総額二二億七〇〇万ドルの九〇%近くが東欧および南
 欧向けであったことが分かる。事業計画で最大の配分を受けてい
 る中国が一九四七年一月一日までに約半分を未完了分として残し
 ているのは、「同国の解放が遅れたのと積出阻害の諸原因のため」

であったからだとされている。また表8によれば、食糧、衣料品、医薬品を含む救済物資が全体の約六〇%を占め（このなかで食糧は約七割を占める）、復興物資は約三五%にすぎない。これからみてもアンラは救済により大きな比重をおき、しかも東欧、南欧など、戦争の被害が特に大きかったところに重点的に配分されていることが分かるであらう。

(12) 表7および表8と表6との合計額の開きは、船側渡し価格を基準としたために運賃が含まれておらず、したがって運賃と一般事務費が加減されているからである（『国際決済銀行第一七次報告』二八三—二八四ページ）。

(13) 東欧向けのアンラの果たした歴史的意義づけを、拙稿「現代世界経済論の構図」（本誌第三二卷第一・二号、一九八五年、二二—二三ページ）で与えているので参照されたい。

(14) 『国際決済銀行第一七次報告』二八二ページ。

日本の敗北で終わる第二次大戦の終結直後の一九四五年八月二一日に、前にふれたように、アメリカのトルーマン大統領は武器貸与法にもとづく物資供給を全面的に停止する旨の声明を発したが、それはイギリスにとっただけでなく、全世界にとってもまさに青天の霹靂であった。というのは、周知のように戦後世界は戦争による疲弊がはなはだしく、そのために物資の絶対的不足とインフレーションに襲われて復興も覚束なかつたからである。いかえれば戦後のこうした不均衡、すなわち戦時中から大躍進していたアメリカの巨大な生産力とヨーロッパおよびアジア諸国における生産力の極度の破壊は、戦後の国際通貨金融面においては世界的なドル不足という形で現出していたからである。すでに武器貸与を契機として、戦後の世界経済を律する原則としての無差別・多角主義が次第に明確となりつつあったが、さらにその原則を実現する手段について米英両国政府間で討議された結果、一九四四年七月、連合国四四カ国参加の下で国際通貨金融会議が開催され、いわゆるブレトン・ウッズ協定が成立していた。とはいえ、当時は戦

時中ということもあり、さらにそれから約一年後に終戦を迎えることになるが、戦後の以上のような混乱期において、各国とも議会の承認を得ることが困難であったのである。こうした事情から、世界的なドル不足を是正するためのヨーロッパおよびアジア諸国の生産力の回復それ自体が、ドル不足を極端とするという矛盾を胚胎している限り、その矛盾の解決策はアメリカによるドル撤布以外にないことが明らかであった。

こうした事態のなかで、戦後のアメリカの対外援助活動が改めて開始されるのである。すなわち、すでに述べたように武器貸与物資の打ち切りに伴う武器貸与勘定を決済するため、および戦後経済復興を推進するにあたりアメリカ側の援助を要請するために、イギリスはJ・M・ケインズを团长とする代表団を一九四五年九月一日に渡米させ、アメリカ側との交渉にあたらせることになった。ケインズはアメリカ側代表団（团长は財務長官フレッド・ビンソン）に対し、「ここで金融援助を受けないとイギリスは戦時中の為替管理を維持し、二国間貿易体制をさらに強化せざるをえない⁽¹⁵⁾」ことを強調し、もし援助を与えられればイギリス政府はアメリカ政府と協力して、「できるだけ早い時期に、差別のない正常な貿易慣習ならびに通商、関税面で自由化を促進できる体制に復帰するための手段を打ち出す用意がある⁽¹⁶⁾」と述べたのである。戦時中からすでにその構想が明らかにされてきたアメリカの無差別・多角主義⁽¹⁷⁾がイギリス側の大幅な譲歩によって、金融援助と引き換えに実現する情勢となったのである。かくして、約三カ月近くにわたった米英両国間交渉は、一九四五年一月二日、米英金融協定の調印で終わりを告げることになった⁽¹⁸⁾。その内容は、イギリスが一九五一年以降五〇カ年年賦で利率二%の償還条件で三七億五〇〇〇万ドルの借款を受け取り、また武器貸与勘定の決済については、二〇〇億ドル以上の対米純債務が全額棚上げされる⁽¹⁹⁾というアメリカ側の「前例のない寛大⁽²⁰⁾」さで解決をみるというものであった。

- (15) (16) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、三五九ページ。
- (17) アメリカは武器貸与の反対給付、つまり「逆貸与」として、イギリスとの間に一九四二年二月二三日、「相互援助協定」を締結したが、その協定の第七条において、戦後世界経済の運営を想定しつつ、第一に「適切な対外・国内手段により生産雇用、財貨の交流ならびに消費を拡大すること」、第二に「国際貿易上のあらゆる差別待遇措置を撤廃し、関税その他の貿易障壁を低減すること」について両国間で合意したのである (R. N. Gardner, op. cit. 邦訳上巻、一七九ページ)。これはイギリス側からいえば、英帝国ブロックの解体を意味したが、したがって、残された問題はその解体の客観的条件をいかに整備し、いつそれに踏み切るかであったのである。
- (18) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻の「補遺」として、「協定」の全文が訳出されている。なお、『国際決済銀行第一七次報告』二四四ページで、米英金融協定のなかの為替政策についてのイギリス政府の基本的方針が紹介されているので参照されたい。
- (19) 米英金融協定の性格を、アンリ・クロードは「戦後におけるアメリカ帝国主義の世界制覇政策の出発点をなす」(Henri Claude, op. cit. 邦訳二二七ページ)ものと規定している。
- (20) ただし、戦争終結時にイギリスが保有していた約六〇億ドル相当の余剰戦争物資と武器貸与物資は、これをイギリスに五億三二〇〇万ドルで譲渡すること、また受注したものの、終戦前に未納となっていた武器貸与物資については、一億一八〇〇万ドルで引き渡すこと、したがって両者合わせて六億五〇〇〇万ドルを金融協定と同じ条件で返済することが決められた (R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、二八一―二八二ページ、『国際決済銀行第一七次報告』二六八ページ)。
- (21) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、三八二ページ。

しかし、これにはつぎのようなイギリス側にとつてはきびしい条件が付けられていた。すなわち、金融協定第三条「借款の目的」で、「本借款の目的は、米国における英国の物資および役務の購入を促進し、戦後過渡期における英国の經常勘定収支赤字を償うのを助長し、英国が金・ドル準備を適正な水準に維持し、英国政府が本協定ならびに他

の協定に規定されている多角貿易の義務を負えるよう支援することにある」と規定してあるところから知られるように、多角主義、すなわちすでにふれた世界最大の英帝国ブロックの盟主イギリスに対して、相互援助協定での無差別・多角主義の実現を具体的日程に上らせることによって、ブロック解体、アメリカの商品・資本に対する英帝国市場の開放は必至となったことである。その最初の具体策が、協定後一年以内にポンドの自由交換性を回復するという取り決め(同協定第七条および第一〇条)であり、また一九四五年末までにブレトン・ウッズ協定を批准することであった。かくして、ブレトン・ウッズ協定はイギリスでの批准の約束を取り付けたこともあって、一九四五年一二月二七日に二九カ国の正式調印を得て成立し、翌四六年三月八日からアメリカのサヴァナにおいて創立大会が開催された。それによって、国際復興開発銀行 (IBRD = International Bank for Reconstruction and Development) は一九四六年六月二五日から、また国際通貨基金 (IMF = International Monetary Fund) は一九四七年三月一日からそれぞれ営業を開始した。

また他方、対英金融協定締結の翌四六年五月二八日には、アメリカはフランスとの間に金融協定を結び、一三億五〇〇〇万ドルの借款供与に調印すると同時に、イギリスと同様武器貸与決済条件についても解決をみ、フランスの武器貸与物資受取額三二億三四〇〇万ドルに対し、七億二〇〇〇万ドルのアメリカのクレディット供与で決済したのである。⁽²²⁾

(22) 『国際決済銀行第一七次報告』二六八―二六九ページ。

こうした政府間協定による長期借款を補充するものとして、アメリカの輸出入銀行によるクレディットやIBRDなど国際機関による融資⁽²³⁾がみられるし、さらにイギリス、カナダ等による援助政策の展開も注目すべきであろう。

(23) アメリカ輸出入銀行 (Export-Import Bank) は、「アメリカの商品とサービスを取得させるためだけに資金を供給する」(『国際決済銀行第一七次報告』二八七ページ) という、ひも付き借款であるが、一九四五年七月から一九四六年二月までの間に、借款承認額は二億五〇〇〇万ドル (うちフランスは一億二千万ドル) であり、その他のヨーロッパ諸国を含めて欧州承認額は全体の八三%にあたる一億七二〇〇万ドル) であり、同期間に実際に引き出された額は一億四九〇〇万ドル (うちフランスの六億二一〇〇万ドルを含めて欧州諸国合計は全体の六七%にあたる九億七七〇〇万ドル) であった (『国際決済銀行第一七次報告』二八九ページ)。

(24) I B R D は一九四七年五月九日、同行最初の借款としてフランスに二億五〇〇〇万ドルを供与した。それに続いて、同年中にオランダ (八月七日、一億九五〇〇万ドル)、デンマーク (八月二日、四〇〇〇万ドル)、ルクセンブルグ (八月二八日、一〇〇〇万ドル) に対する貸付を契約した (『国際決済銀行第一七次報告』三〇八一—三〇九ページ、同『第一八次報告』五ページ)。もっとも、借款申し込みにほきびしい条件があつて、借款申入額はフランス五億ドル、オランダ五億ドル、デンマーク五〇〇〇万ドル、ルクセンブルグ二〇〇〇万ドルであつたから、供与額は相当に削減されたことになる (同『第一七次報告』三一—二ページ)。フランスの場合、同国の復興および産業の近代化に必要な原料および施設の購入に充当するのが条件で、償還期間は三〇年、利率四・二五%であつた (同『第一七次報告』三〇九ページ)。その他の諸国もほぼ同じ条件であつたと思われる。

(25) カナダはアメリカに次ぐ重要な援助供与国であり、一九四五—四六両年のみで合計一億四四五〇万カナダ・ドルの対外借款を与え、そのうち対英貸付は約六七%にあたる一億五〇〇〇万カナダ・ドルを占めた (『国際決済銀行第一七次報告』二九一ページ)。またイギリスは戦後、一九四七年三月末まで贈与として三億二五〇〇万ポンド (うちアンラ醸出分として一億五五〇〇万ポンド)、借款分として二億七五〇〇万ポンド (うち対仏分一億ポンド)、さらに対独経済援助一億四〇〇〇万ポンド、総計七億四〇〇〇万ポンドに上る対外援助をおこなつた (同『第一七次報告』二九二—二九三ページ)。イギリス、カナダのほか、スウェーデン、アルゼンチンも国際的援助活動に参与した (同『第一七次報告』二九一—二九四ページ)。

第二次大戦後におけるアメリカの対外援助活動は、表9に総括されている。表9によれば、一九四五年七月から一

表9 アメリカの対外援助

(単位百万ドル)

	1945年 7月— 1948年 3月	1948年 4月— 1949年 12月	1950年	1951年	計
対外援助総額	15,526	10,379	4,636	5,029	35,571
贈与使用額	8,091	8,878	4,182	4,601	25,755
うち借款転換分	1,253	1	2	—	1,256
借款使用額	8,689	1,503	453	428	11,072
控除すべき戻入分	1,022	903	476	454	2,855
逆贈与及び返還	499	294	157	140	1,090
借款元本回収	523	609	319	314	1,766
対外援助純額	14,505	9,476	4,160	4,575	32,716
純贈与額	6,339	8,583	4,027	4,461	23,409
純借款額	8,166	894	133	114	9,307
贈与使用額	8,091	8,878	4,186	4,601	25,755
武器貸与	1,945	(1)	—	—	1,945
相互安全保障					
経済及び技術援助	—	5,314	2,841	2,562	10,717
軍事援助	—	—	468	1,578	2,046
民需物資	2,412	2,198	506	322	5,439
アンラ、ポスト・アンラ 及び中間援助	3,172	271	—	—	3,443
フィリピン復興	130	322	166	12	631
ギリシャ・トルコ援助	165	427	59	9	659
中国安定・軍事援助	120	116	5	3	243
その他	146	230	141	114	632
借款使用額	8,689	1,503	453	428	11,072
対英特別貸付	3,750	—	—	—	3,750
輸出入銀行	2,087	445	200	204	2,937
余剰物資処分	1,236	98	2	2	1,338
贈与の借款転換分	1,253	1	2	—	1,256
武器貸与	63	5	1	—	69
相互安全保障	—	904	164	209	1,277
その他	299	49	84	13	446

(註) (1) 50万ドル未満。

資料：大蔵省『調査月報』第41巻8号、1952年8月。

九四八年三月（一九四八年四月からいわゆるマーシャル・プランによる援助が始まる）までの援助総額は一五五億二六〇〇万ドルに上り、逆贈与等を除いた純額は一四五億五〇〇万ドルである。この期間は借款分が全体の五六・三％にあたる八一億六六〇〇万ドルを占めて、贈与分を約二〇億ドル上回っている。贈与のなかで約半分を占めているのがアンラおよびアンラ後援による商品輸出で、三一億七二〇〇万ドルに達している。次いで二四億ドルを上回る民需物資、さらに武器貸与と続くが、そのほかにはギリシャ・トルコ援助、フィリピン復興援助、中国軍事援助等であった。ここで民需物資というのは、その大部分がガリオア (GARLOA = Government Appropriations and Relief for Imports in Occupied Areas) による贈与ではないかと推定されるが、これは一九四七会計年度よりアメリカがドイツ、オーストリア、日本、朝鮮などの占領地域の疾病や社会不安を防止するために議会の承認を得て供与する資金⁽²⁶⁾をさしている。ガリオア資金の総額を示すことはできないが、たとえばドイツでは、一九四七年に約六億ドルを受け取っており、その額は同年のドイツ国際収支の經常勘定赤字四億九五〇〇万ドル⁽²⁷⁾をカヴァーして余りあるものであったところから、その大きさが推定できよう。他方、借款の主なものには米英金融協定による対英援助、輸出入銀行を通じる借款および余剰物資処分等であった。

(26) (27) 『国際決済銀行第二〇次報告』二二七ページ。

以上、戦時から戦後にかけてのアメリカの対外援助活動を概観したが、武器貸与を主軸とした、ファシズム打倒を目指した特殊な連合国間関係が形成されていた戦時を除けば、戦争終結後のほぼ二年間のアメリカ対外援助政策は、一言でいえば総花的であり、応急措置的性格を強く担ったものであったといえよう。戦後の疲弊と窮乏が激しかっただけに、それら援助の圧倒的部分は軍事援助よりも非軍事援助に力点をおき、また復興よりも救済に向けられ、また

戦時という特殊な時期を反映した贈与的性格の強い武器貸与の打ち切り後には、借款が主流をなすかの感さえあつたのである。すでにみたアンラ物資の供与は、表7から明らかなように中国を除けば、主としてソ連を含む東欧・南欧に配分されており、それら地域は第二次大戦の主戦場をなしただけにアンラによる救済物資の供与は当然といえようが、しかしそれは、東欧の帰趨が不明確なこの時期の国際政治の動向を特殊に反映するものといつてよい。

また、大型借款第一号として三七億五〇〇万ドルもの供与を受けることになつたイギリスにしても、対米金融協定にもとづいて一九四七年七月一五日からポンドの交換性回復に踏み切つたが、その後六週間を経ずして同年八月二〇日に停止するにいたつたのも、当時の世界的ドル不足に集中的に現れている世界的な生産力不均衡の結果であつた。この事態について、国際決済銀行は次のように分析している。「通貨の困難はまさに劇的な危機に瀕した。それは借款の大部分が直接、交換性を維持するために使い果たされたからではなかつた。——その目的に使われたのは恐らくその十分の一にすぎなかつたであろう——基本的な理由は、經常取引のための完全な交換性に復帰することを許すには、経済的な構造、金融的な構造のいずれも十分に均衡していなかつたことにある」と。⁽²⁸⁾

(28) 『国際決済銀行第一八次報告』三五ページ。

イギリスはすでに一九四六年九月、アルゼンチンと協定を結び、ドル地域に対する經常取引上の自由振り替えに踏み切つていたが、さらに一九四七年二月二七日にいわゆる振替可能勘定を創設し、いかなる国との經常取引決済にもこれを使用できるものとしていた。こうして米英金融協定発効一年後の一九四七年七月一五日までには、一四カ国を除く世界の主要貿易相手国との間に同様の支払協定を結び、⁽²⁹⁾ポンドの流通性を著しく拡大していた関係で、対米借款引き出しもすでに半ば以上に達していた。ポンドの交換性が正式に回復した一九四七年七月一五日以降、イギリスか

らのドル流出が急増し、八月二〇日までの約五週間に一〇億ドルにも上ったのである。⁽³⁰⁾かくして、一九四七年八月二〇日、前述のようなポンド交換性の停止を余儀なくされたのであるが、イギリスのポンドとドルとの自由交換の開始は、ドル不足に悩む各国にとつては文字どおり早天の慈雨となつてポンド売り、ドル買いに殺到せしめることになつた。「米因における英国の物資および役務の購入を促進し、戦後過渡期における英国の經常勘定収支赤字を償うのを援助」(米英金融協定第三条)することを目的として締結された金融協定も、まさにイギリスを媒介としてドル資金が世界各国に散布されただけに終わったのである。

(29) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、五二〇ページ。

(30) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、五二二ページ。

B マーシャル・プラン

1 マーシャル・プランにいたる政治過程

日本の敗北直後の一九四五年九月一二日より、ロンドンにおいて米英ソ仏中の五大国外相会議が開かれた。すでに同年二月および七月のヤルタおよびポツダムのみ英ソ三国首脳会談において、ドイツ、日本を含む旧枢軸国の戦後処理に関して大枠が決定されていたが、それにもとづいて旧枢軸国に対する講和条約案の起草を主な議題として戦後最初の外相会議が開かれたのである。しかしソ連による東欧の解放を反映して、東欧諸国では親ソ政権を樹立しているところが多く、したがって、米英側はルーマニアおよびブルガリアの親ソ政権の承認を拒否したのに対し、それに対抗してソ連は、北アフリカの旧イタリア領植民地の信託統治化を要求するという具合に、歯車が全く噛み合わず、な

んらの成果をもあげずして閉会となった。ここに、水面下に沈潜していたソ連と西側との意見の対立が表面化したのである。次いで、一九四五年一月一六日から米英ソ三国のモスクワ外相会議が開かれ、(一)ルーマニア、ブルガリアの政府の改組を条件としてその政権を承認する、(二)朝鮮に米ソ共同委員会を設置して、両国占領地域の統合と臨時独立政権を援助する、(三)中国における国民政府下の民主的統一政府を樹立し、米軍は速やかに撤兵する、(四)日本に米英ソ中四カ国で日本管理委員会を設置する、などの点で三国間で合意に達し、第一回会議ではみられなかった西側とソ連の協調関係が浮き彫りされる結果を生んだ。

しかし、それも束の間のことであって、翌四六年に入ると舞台を国際連合の安保理事会に移して、西側とソ連の対立が再び激化し、同年一月および三月の安保理で、イラン問題——イラン政府がアゼルバイジャン地方の騷擾をソ連が使喚したものであるとして理事会に提訴した——をめぐって米英とソ連との対立が表面化し、ソ連の拒否権行使で閉会するにいたった。

こうした事態のなかで、一九四六年二月九日、スターリンはモスクワ劇場で戦後初の演説を行い、^(一)第二次大戦はヒトラーやムツソリーニ等という二、三の国家指導者の犯した誤謬から起こったものではなく、独占資本主義に基礎をおく、世界的経済力、政治力の発展がもたらした不可避的な結果だとし、資本主義国は必ず戦争に訴えるべきものであるとの前提に立って、三回にわたる五カ年計画の強行方針を述べ、どんな挑戦に対してもソ連の安全保障を擁護しなければならぬことを強調した。スターリンのこの演説に誘発されて、一九四六年三月五日、イギリスの前首相チャーチルがアメリカのフルトンでの有名な演説を行い、いわゆる鉄のカーテンといわれる、「今日バルト海のシュテッティンからアドリア海のトリエステにいたるまで、大陸をよぎっての鉄のカーテンがおりている」と述べて、ソ連

の膨脹政策を非難した。

(一) 『スターリン戦後著作集』一九五四年、大月書店、一六一—三二二ページ。

続いて、一九四六年四月二五日から同七月一二日までの長期間にわたって、パリにおいて米英ソ仏四カ国外相會議が開かれた。この會議の主要議題はイタリア、フィンランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリアとの講和条約問題、ドイツ処理問題であった。これは先のモスクワ外相會議での、一九四六年五月一日以前に講和會議で召集するとの申し合わせにしたがって開催されたものであったが、ここでも西側とソ連との激しい対立が繰り返され、そのため途中一ヵ月休会という事態もみられた。しかし、六月一五日再開された會議では、両者の歩み寄りもみられ、対伊講和条件について妥協が成立して七月一二日閉会となった。この外相會議の申し合わせにしたがって、一九四六年七月二九日から同一〇月一五日にいたるヨーロッパ二一カ国による講和會議がパリで開かれた。旧枢軸五カ国に対する領土、軍備、賠償、最惠国條款等に關するほか、トリエステ問題、ドナウ川自由航行問題についても妥協が成立し、一〇月一五日、對五カ国講和条約を承認して閉会した。

ヨーロッパの平和を確立する上で最大の問題は、ドイツ問題の処理であったが、今迄の何回かの會議でもなんらの進展がみられなかったほどドイツ問題は複雑であり、それだけに深刻な対立を引き起こすのであった。一九四六年一月四日から一二月一日までニューヨークで、米英仏ソ四カ国外相會議が開かれ、イタリア以下五カ国に対する講和条約案に最後の修正・加筆を施して最終草案とし、続いて直ちにドイツ問題の討議に入ったが、ここでは実質的討議に入らずに次回の外相會議を一九四七年三月一〇日モスクワで開き、ドイツ、オーストリア兩國に対する講和条約案に着手することで閉会した。このモスクワ會議に向けての予備會議が一九四七年一月一四日より同月二五日まで、

ロンドンにおいて一八カ国外相代理の出席のもとで開かれた。しかし、対オーストリア条約に関しては大きな係争点はなく、大体の草案が準備されたが、ドイツに関しては具体的条約案の作成どころか、議事進行の手続きすら意見の一致をみずに決裂した。

アメリカの外交政策は、特にドイツ問題をめぐるソ連との対立を通じて、次第にその反ソ・反共的性格を露骨にしていったが、たとえば一九四六年九月二〇日には対ソ友好政策を主唱・推進しようとしたヘンリー・ウォレス商務長官を罷免したこと、また同年一〇月二二日にチェコスロヴァキアに対する五〇〇〇万ドルの輸出入銀行借款供与を打ち切ったこと、などに現れていた。対チェコスロヴァキア借款打ち切りに関して、当時のアメリカ國務長官バーズは、「アメリカは、アメリカ政府が経済的に他国を奴隷化するものであると信ずるような国民には借款を与えない⁽²⁾」と声明し、企業の国有化の結果、アメリカ企業が排除される傾向にある国、すなわち非友好国には借款を許さないことを明らかにした。

(2) 堀江忠男『戦後世界経済の分析』一九四八年、くれば書店、一〇七ページより再引用

こうして、アメリカの「反共」政策は歩一歩明らかにされていったが、「反共」がアメリカの対外政策の基本であり、したがって対外援助も「反共」の目的に沿って行われるべきことが宣言されたのは、一九四七年三月一二日に上・下両院に対してギリシャ・トルコ援助に関連して四億ドル（うちギリシャに対して三億ドル、トルコに対して一億ドル）を直ちに支出するよう要請した、いわゆるトルーマン・ドクトリンにおいてであった。ギリシャ・トルコ援助というのは、一九四七年二月二日、戦後の経済危機に見舞われていたイギリス政府が海外負担を減らす必要上、同年三月末までにギリシャ駐屯の軍隊の引き揚げ、対トルコ経済援助の中止、をアメリカ政府に通告したことを受け

てなされたものである。トルーマン演説は次のようなものであった。

「世界の若干の国の国民が最近その意思に反して強制されて全体主義体制をとった。米政府はポーランド、ルーマニアおよびブルガリアにおいてヤルタ協定に違反して威圧と脅迫が行われたことに對し再三抗議してきた。またそれ以外の若干の国においても同様の展開があることを私は言及しなければならぬ。／＼世界史の現瞬間においてはほとんどすべての国が相異なる生活方式のいずれかを選ばねばならないが、その選択が自由に行われていない場合が非常に多い。／＼一つの生活方式は多数者の意思にもとづき、自由な政体、代議政府、自由選挙、個人的自由の保障、言論・宗教の自由および政治的抑圧からの自由を特徴としている。／＼第二の生活方式は多数者に対し強制的に加えられる少数者の意思にもとづく。その手段はテロ、弾圧、出版ならびに放送に対する統制、自由ならざる選挙および個人的自由の抑圧である。／＼私は武装少数派または外部からの圧迫による奴隷化に反抗しつつある自由国民を支持するところを米国の政策でなければならぬと信ずる。……／＼ギリシャ国家の生存と保全とがより広汎な事態のなかできわめて重要性をもっていることは地図を一見ただけで明らかである。もしギリシャが武装少数派の統制下に落ちたならば、その隣国トルコに対する影響は直接的であり重大であらうし、混乱と無秩序が中東地方全域に波及するに違いない。……もしわれわれがこの宿命的な時にギリシャとトルコに援助しなかつたならば、その影響は東方に對すると同様西歐に對してもはかり知れないものがある。われわれは即時かつ断乎たる行動をとらねばならぬ。」

(3) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、五〇二ページ。なおイギリスの戦後経済危機の実態については、同書下巻、第一六章を参照されたい。

(4) 島田巽『マーシャル・プラン』一九四九年、朝日新聞社、「資料一」による。／＼はパラグラフの切れ目をさす。以下同じ。

ただし訳文は必ずしも同じではない。なお、トルーマン演説の原文は、Charles L. Mee, Jr., *The Marshall Plan*, 1984, App. 1. に掲載されている。

この演説のなかで、全体主義体制 (totalitarian regimes) とか、武装少数派 (an armed minority) とかで表現されているものが共産主義体制あるいは共産主義者をさすものであることは一見して明らかであろう。したがって、トルーマン演説が全世界、なかんずく当時間会されたばかりのモスクワ四カ国外相会議に与えた衝撃は計り知れないものであった。トルーマン演説の直前の三月一〇日から、米英ソ仏四カ国外相会議が対独・喚講和条約の審議に入っていたが、同年四月二四日までの会議ではほとんどみるべき成果をあげることなくして終わったのも、けだし当然であった。こうして、トルーマン・ドクトリンは「一九四七年の危機がもたらした新しい世界情勢に対処せざるをえなくなった米国がとった最初の措置⁽⁵⁾」であったが、続いて「三月末になって、欧州の復興は各国に一時しのぎの援助を与えていたのでは達成されない、ということが認識されるようになった。戦後の援助計画は断片的なものに代わって、統一された長期的な復興計画をたてる必要⁽⁶⁾」があるという観点から、二番目の措置が講じられることになった。その絶好の機会を与えたのが当時間かれていたモスクワ外相会議であって、それに出席していたアメリカのマーシャル国務長官は、ソ連が平和条約の起草案に譲歩しないのは会議を故意に引き延ばして、「経済困難のため弱体化した西方諸国は間もなく共産主義の手に落ちるだろうと信じているのが大きな理由⁽⁷⁾」であることを看取したのである。ここに「欧州の復興と米国の安全保障」とが内的に関連づけられることになった。

(5) (6) (7) R. N. Gardner, op. cit. 邦訳下巻、五〇三ページ。

かくして、一九四七年六月五日のハーバート大学卒業式でのマーシャル演説、すなわち欧州復興に関するアメリカ

の構想を明らかにしたマーシャル提案がなされたのである。その要旨は次の通りである。

「……世界経済が健康を回復しなければ政治的安定も保障された平和もあり得ない。われわれの政策はいずれの一国あるいは政治思想をも対象としてではなく、実に飢餓、貧困、絶望および混乱などを対象としているのである。その目的は自由な諸制度が存在できる政治的、社会的条件の出現を許容するような能動的な経済を世界に復活させることになければならない。こうした援助は各種の危機が発展する都度、断片的に与えてはならないと私は考える。米国政府が今後与える援助は単なる緩和剤としてではなく、治療剤であるべきである。……米国政府が事態を緩和し、欧州世界の復興へ着手するのを助けるためにさらにいっそうの努力を傾ける前に、まず欧州諸国の間で現在何が必要とされているか、また米国が将来行う行動を最も効果的にするために、は欧州各国自体がどのような役割を演ずべきかということについて、何らかの意見一致をみなければならぬことはすでに明白となっている。欧州を経済的に自立させることを目的とした計画を米国が単独で一方的に立案することは適当でもなければ、また決して効果的でもない。これは欧州人自身の仕事である。イニシアティブは欧州側から出なければならぬと私は考える。米国の役割は欧州復興計画の作成には好意ある援助を与え、さらに後には米国が実際に援助できる範囲内でこの計画を支持することにあるべきである。」⁽⁸⁾

(8) 島田巽、前掲書「資料二」による。ただし訳文を変えたところもある。なおマーシャル演説の原文は、Charles L. Mee, Jr., op. cit. App. II. に掲載されている。

ヨーロッパにおける平和を確立するためにはヨーロッパにおける経済を復興させなければならないというマーシャル提案は、ソ連、東欧を含むヨーロッパ諸国のイニシアティブによる共同復興計画の立案に対して、アメリカが援助

するといふものであった。この提案を受けて早速、英仏ソ三カ国外相會議が六月二七日からパリで開かれたが、七月二日に決裂して閉会となった。ソ連のモロトフ外相は、ヨーロッパ諸国の經濟復興を計画的に立案するために新機構を設置するといふ英仏提案は、若干の強國が支配的地位を占める國際協力であり、それ以外の國は經濟的自立を奪われて國家の主權を喪失することになるとして、マーシャル提案に反対し、不参加を表明した。この直後の七月一日、当初參加の意向を表明していたチェコスロヴァキアがそれを取り消すにいたり、ソ連はこれら東ヨーロッパを糾合して西歐復興計画に対抗すべく、同年一〇月五日にコミンフォルムを結成したことは周知のことである。

マーシャル・プランは「いづれの一国あるいは政治思想 (doctrine) をも対象とするものではない」ものとして提案されてはいるが、実際にはソ連がこの提案を受け入れるようなことであれば、アメリカ議會の承認を得ることが困難であつたのである。⁽⁹⁾したがって、アメリカの眞の意図はソ連の不参加を予想しつつ、ヨーロッパの分裂の責をソ連に帰せしめようといふところにあつたのであり、この意味でマーシャル・プランは擬装されたヨーロッパ統合案であり、その実は反共的なトルーマン・ドクトリンの拡大強化であり、その直接の継承であつたといえよう。その後の歴史の進行から明らかかなように、「冷戦の武器」と呼ばれるマーシャル・プランを分岐点として、西歐と東歐との分裂・抗争は決定的となり、アメリカ主導の下で西歐市場の再編が果たされていつたのである。

(9) 『岩波講座世界歴史』第二九卷、前掲書、四五八ページ。

こののち、一九四七年九月の國際連合第二回總會、あるいは同年一月から一二月にかけてのロンドン四カ国外相會議等において、米英仏とソ連との鋭い対立が繰り返されていつたが、それに連動してマーシャル・プランの反共的性格もより鮮明化していつたのである。

2 マーシャル・プランにいたる経済過程

すでにふれたように、一九四五年一二月の米英金融協定によって、イギリスは三七億五〇〇〇万ドルの借款を供与されることになったが、アメリカの議会の承認を得て一九四六年七月一五日に発効した。この協定にもとづいて、その発効一年後の一九四七年七月一五日からのポンドの交換性再開の準備として、イギリスは各国との協定締結に入った。まず協定発効と同時に、「アメリカ勘定」が設置された。「アメリカ勘定」とは、アメリカを中心とするドル地域一六カ国と原則としてポンド受け取りを行わせるが、そのポンドを無制限に、また直接的にアメリカ・ドルに交換することができるとしたものをさしている。次いで、一九四七年二月二七日に「振替可能勘定」制度を採用したが、これはカナダのほか、ヨーロッパ、中南米の諸国が受け取ったポンドを、アメリカを含むポンド地域以外の諸国に対し、經常取引上の支払いのためには無制限に引き出し得るといふ保証を与え、これら諸国の通貨当局に対して經常取引上無制限にポンドを受け入れることに同意させたものである。次にポンド地域諸国とは、もともとこれら諸国がポンドを通貨準備として保有していた関係で、国際取引上ポンドの受け取りについて問題が生じようがなかったから、その交渉も順調に行われたのである。かくして、イギリスはポンド地域勘定（または居住者勘定）、アメリカ勘定、振替可能勘定の三つの勘定を開設するにいたったが、若干の諸国、たとえばソ連、中国、フランス等とは一九四七年七月一五日までに協定が締結されなかつたので、イギリスの完全な自由化履行義務は二カ月の延長が認められ、したがってそれまでの間、これらの勘定はイギリス為替管理局の管理下におかれることになつたのである。⁽¹⁾

(1) 以上については『国際決済銀行第一七次報告』二四四—二四五ページをも参照されたい。

一九四七年七月一五日のポンド交換性回復にいたるまで、イギリスは以上のようなそれぞれの勘定について各国と

表10 米国借款使用内訳

(単位百万ドル)

	英国の西 半球にお ける支出 (純)	海外ボンド 地域の西半 球における 支出(純)	振替可能 ボンドの 対交換額	計
1946年7月15日～12月31日	850	-150	50	750
1947年1月1日～6月30日	1,300	270	60	1,630
7月1日～8月20日	420	250	300	970
計	2,570	370	410	3,350

資料：R.N.Gardner, op. cit. 邦訳下巻、524ページ。

の協定を締結していったが、表10が物語るように、一九四六年中に対米借款の七億五〇〇〇万ドルを使用してしまい、これによって諸外国の取引業者はポンドよりもドルを愛好していることが明白となった。すでに一九四七年六月末までのドル消費がはなだしかつたので、今後一、二カ月の間にイギリスはドル・クレディットを消尽してしまおうであろうという噂も広がって、七月に入ってから引き出しはいっそう激しくなり、八月二〇日の交換性停止にいたるまで九億七〇〇〇万ドルが使用された結果、残額はわずか四億ドルまでに減少した。このように、向こう五年間にわたって貿易収支の赤字補填に使用する予定であった対米借款も、一九四七年夏までにほとんど使い果たし、食糧、原料の輸入を確保するためには輸出増加にまつ以外に方法はなくなつたのである。⁽²⁾

(2) 堀江忠男、前掲書、八三ページ。

こうしたドル選好は、いうまでもなく当時の「ドル不足」を反映したもので、戦後資本主義の発展を阻害し、ひいては資本主義世界の分裂を引き起こしかねない「ドル不足」は、「ドル不足の解決に失敗すれば、恐らく合衆国の援助に依存するような脆弱な同盟か、もしくは積極的な反対を生み出すような病的な政治状況かを招来する」⁽³⁾しかかなかつたであろう。イギリスの一九四七年危機は、通常いわれているように、「国際収支危機」であり、これはこれで戦後イギリスの国際

的地位の決定的低下を意味していた。すなわち、貿易収支の赤字を貿易外収支の黒字で埋め合わせ、なおその上の余剰分を海外投資に向けていた第一次大戦前のイギリスの国際収支構造は、第一次大戦後には海外投資に振り向けられる貿易外収支の余剰分が減少して窮屈になっていたとはいえ、なお余力を残していた。一九二九年以降の大恐慌過程でこうした構造が崩れてしまい、一九三八年八月には貿易収支の赤字三億八七〇〇万ポンドを貿易外収支三億三三〇〇万ポンドの黒字ではカヴァーしきれず、その分外資導入に依存せざるを得なかった。

(3) C. P. Kindleberger, *The Dollar Shortage, 1950*. 北川一雄訳『ドル不足』一九五五年、有斐閣、二ページ。

(4) 『国際決済銀行第七次報告』二一〇ページ。

ところが第二次大戦後になると、經常収支勘定において一九四五年八億七五〇〇万ポンド、一九四六年三億八〇〇〇万ポンド、一九四七年六億三〇〇〇万ポンド⁽⁵⁾というように、赤字も大幅になって、そのために主にアメリカからの借款によってそれをカヴァーするというアメリカ依存の体質が定着する傾向にあったのである。これはいうまでもなく、海外投資収入の激減が主たる原因であり、それはそれで戦費調達のための海外資産の処分にもとづくものであった。ヨーロッパのかつての列強も、多かれ少なかれイギリスと同じ国際収支構造の危機に見舞われ、それが「ドル不足」となって現出していたのである。一方、これらヨーロッパ諸国においては、戦争による生産破壊から引き起こされた極端な物資不足によって、いちようにインフレーションに襲われ、これが労働運動に対する共産党の指導力の強大さという事態と相乗的に作用して、全般的に労働運動が昂揚しつつあった。こうしたなかで、一九四六年一月一日の総選挙で共産党が第一党となったフランスはいうにおよばず、ベルギー、イタリア等においても共産党関係が生まれていた。共産主義が東欧のみならず、西欧をも席卷しそうな形勢にあったといえよう。一九四七年二月のギリ

シヤ・トルコへのイギリスの経済援助打ち切り声明は、まさに戦後イギリスの経済的苦境を象徴するものであったが、それを受けてアメリカがそれら両国への出兵とともに経済援助に乗り出し、武力による共産主義の制圧を世界に宣言するにいたった真意は、実は西欧からの共産主義の一掃であり、労働運動の体制内化であった。いわゆるトルーマン宣言を両期として、戦後ヨーロッパに樹立された連合政権から共産党閣僚が次々と追放されていった結果、「一九四七年五月にはもはや資本主義国には、ただ一人の共産党閣僚も残っていないかつた。」⁽⁶⁾

(5) 『国際決済銀行第七次報告』二二〇ページ、および同『第九次報告』二一六ページ。

(9) Henri Claude, op. cit. 邦訳二五〇ページ。

マーシャル提案を審議するための英仏ソのパリ三国外相会議が決裂した直後、英仏両国政府はソ連を除くヨーロッパ二カ国に対してヨーロッパ復興会議への招請状を発したが、東欧八カ国がソ連に倣って不参加を表明したため、参加を通告した西欧一四カ国に英仏両国を加えた一六カ国代表は、一九四七年七月一二日パリにおいてヨーロッパ復興会議を開催した。その全体会議でヨーロッパ経済協力委員会 (CEEC = Committee of European Economic Cooperation) が創設され、ヨーロッパ復興計画の原案を早急に作成することになった。同年九月二二日にいたって、CEEC報告書が全体会議で承認され、直ちにアメリカ政府に手渡された。その報告書は、パリ会議への招請こそ受けていなかったが、当然にドイツを含めての復興計画案であったことはいうまでもない。

ドイツについていえば、これより先の一九四六年一二月二日、米英両国はドイツのそれぞれの占領地区を経済的に統合する協定に調印し、当時ルール重工業地帯を占領していたイギリスを抱き込んだでの経済統合は、西ドイツ国家創設への第一歩であり、米英ソ三国による分割占領に合意したヤルタ協定の重大なる軌道修正であった。それはさらに、

翌四七年一月二日の米仏間でのドイツ通貨改革案協定、同年一〇月二七日のイギリスによるルール炭鉄のドイツへの返還、さらに一九四八年六月二〇日の西ドイツ通貨改革の断行へと発展していったのである。英仏を巻き込んだ、こうしたアメリカのドイツ占領政策の展開は、西ドイツの政治的・経済的統一がマーシャル計画を具体化するための不可欠な前提条件であったからであり、ルールの石炭・鉄鋼生産の復興がヨーロッパ経済復興の鍵を握っていたからである。国際決済銀行はこれについて次のように分析している。「もし石炭が現在までのヨーロッパ経済の最も大きな隘路であり、さらに鉄鋼が今でも隘路であるとするならば、その原因は何よりもまずドイツの生産不足に求められなければならない」と、また国際商業会議所は、一九四八年二月にヨーロッパ復興についての一般的声明書のなかで次のように述べている。「ドイツはヨーロッパ復興のキー・ポイントの一つである。あらゆる適当な保護の下に、ヨーロッパ経済に再び統合されるまではヨーロッパはその最善の力を示すことができない」と。こうしたドイツの誇る高度な生産力こそ、隣国フランスを二度の世界戦争で敗北に追いやった主因であり、したがってその復活に対してフランスは強く抵抗していったのであるが、しかしフランス自身、戦後復興を進める上でアメリカの援助に依存せざるを得なかつた以上、対米抵抗には限界があつたのである。

(7) 『国際決済銀行第一八次報告』三三三ページ。

(8) 『国際決済銀行第一八次報告』三五五ページより再引用。

そこでわれわれはC.I.E.C報告書を見ておかなければならないが、長文なので要旨を述べるにとどめる⁽⁹⁾。この報告書によれば、西欧一六カ国(その属領を含む)と西ドイツの一九四八年から一九五一年にいたる四年間のアメリカ大陸に対するドル不足額を二二四億四〇〇〇万ドル(うちアメリカ合衆国に対する不足額は七二・六%)と算定し、こ

れをアメリカ大陸（大部分はアメリカ合衆国）から一九三億一〇〇〇万ドル、IBRDその他から三一億三〇〇〇万ドルの融資を受けてヨーロッパの自立化を図ろうとするものである。この場合、復興計画は次の四点、すなわち

- (1) 参加各国による農業、燃料および動力輸送、設備の近代化を主とする生産活動を開始すること、
 - (2) 欧州の生産資源と財源の完全利用を保証するための必要条件として国内財政の安定を計りこれを維持すること、
 - (3) 参加各国間における経済協力を促進すること、
 - (4) 参加各国のアメリカ大陸に対する不足額の問題を主として輸出によって解決すること、
- という基本方針に立脚して、一九五一年までに次のような成果をあげるとしている。
- (1) パン用穀物その他の主要穀類の生産水準を戦前にまで回復せしめ、砂糖、ジャガイモ、油脂類、畜産を戦前水準に増産する。

(2) 石炭生産を一九三八年水準以上とし、一九四七年水準を三分の一だけ上回る。

(3) 戦前の生産水準に比し、電力では一六六%、精油では二五〇%、鉄鋼では一二〇%とする。

(4) 内陸輸送では一九三八年に比し一二五%に増強する。

(5) 商船隊を戦前水準に復帰せしめる。

(6) これらの拡張に必要な大部分の資本設備を欧州の生産から供給する。

大要以上のようなC.E.C.報告書を受け取ったアメリカ政府は、一九四七年一月一日に特別議會を開き、経済的危機が最も深刻で、しかも政治的にも共産党を中心とする左翼勢力が強いフランス、イタリア、オーストリア三国に対する緊急援助を盛り込んだ一九四七年対外援助法を、一九四七年一月一日に成立させ、さらに二日後にマー

シャル援助開始までの中間援助として、五億二二〇〇万ドル（内訳はフランス二億八四〇〇万ドル、イタリア一億八一〇〇万ドル、オーストリア五七〇〇万ドル）と中国に対する援助一八〇〇万ドルを内容とする五億四〇〇〇万ドルの援助案を可決して閉会となった。⁽¹⁰⁾同日、トルーマン大統領はアメリカ議会に教書を送り、一九四八年四月一日から一九五二年六月三〇日にいたる四年間にわたって総額一七〇億ドルの支出を要請した本格的なヨーロッパ復興計画（ERP = European Recovery program）を提出したのである。

(9) CEEC報告書の全文は、島田巽、前掲書「資料三」に訳載されている。以下の叙述も同書による。

(10) 『国際決済銀行一九次報告』一八一—一九ページ。

ERPはこののちアメリカ議会での審議を経て、援助額、援助期間、援助対象国等に対して修正を加えられ、一九四八年四月二日に「一九四八年対外援助法」⁽¹¹⁾となつて結実した。これより少し先の同年三月一五日、第二回ヨーロッパ復興会議がパリで開かれ、ドイツの米英統合地帯およびフランス占領地帯をそれぞれ個別にCEECEに参加させること、および会議後招集される運営委員会に対し、常設のヨーロッパ経済協力機構（OECE = Organization for European Economic Cooperation）を設置するよう指令すること、を決定した。⁽¹²⁾続いて同年四月一六日のパリにおける第三回ヨーロッパ復興会議は、運営委員会が起草したヨーロッパ経済協力機構の設置を規定したヨーロッパ経済協力協定（Convention for European Economic Cooperation）に各国代表が調印して閉会した。他方、アメリカ側の計画運営の中核機関として、経済協力局（ECA = Economic Cooperation Administration）が「一九四八年対外援助法」にもとづいて設置され、ここにECAとOECEとが相呼応してヨーロッパ復興計画を推進する体制ができてきたのである。

(11) 全文は島田巽、前掲書「資料四」に訳載されている。

(12) 島田巽、前掲書、一七〇—一七一ページ。

3 マーシャル・プランの性格

すでに述べたように、一九四七年夏におけるイギリスのポンドの交換性回復措置とその挫折が世界経済に与えた影響はきわめて大きかったが、それは当時の世界的な「ドル不足」の集中的表現であった。ポンド交換性停止措置に続いて、八月二十七日、フランス政府は若干の重要物資以外のすべてのドル支払いによる輸入を停止することを発表し、九月はじめにはイタリヤ政府も石炭、石油、その他基礎物資の輸入停止の措置を講じざるを得なかつた⁽¹⁾のであるが、仏伊両国政府のこうした措置は、イギリス政府のポンド交換性に係わる措置を一つの契機にしたとはいえ、本質的には「ドル不足」に根差したものであった。こうして、一九四七年夏までにはCEEC「参加各国の多くはすでに外国為替の欠乏によって農工業生産にとって不可欠な燃料と原料の輸入制限およびこれ以上の切り下げを行えば復興のための工業活動を維持できないという限界までの食糧輸入の削減を余儀なくされる一点に追いつめられてい⁽²⁾」たのである。世界的な「ドル不足」は世界各国の対米輸入を極端にまで削減し、それがひいてはそれまでのアメリカの繁栄を支えてきた商品輸出を減少させることになったのである。

(1) (2) 島田巽、前掲書、「欧州経済協力委員会一般報告書」二二六ページ。

この点について、G・スタインは次のように叙述している。「マーシャル計画は、ただアメリカに輸出のはけ口を与えるための手段であつたとのみ見るのは当らないであろう。しかし、国内の不況の先手を打つ方法として国外市場の必要がますますつよくなつていたという事実は、その動機のみでなく、高き地位をしめていたのである⁽³⁾」と。

この観点から、スタインは当時の新聞、雑誌等からの論調を拾い出し、アメリカの対外援助がアメリカの輸出に「活をいれる」ための手段であり、過剰生産物の処理のためにもアメリカにとつては絶対必要であったことを強調している。スタインの引用している一九四七年七月四日付の『U・S・ニューズ』誌は、「アメリカがヨーロッパに援助を申し出る理由——景気後退を防ぐ手段としての借款と贈与」という題で、「世界の購買力がなくなつたら、アメリカの商品のための世界の市場がなくなるだろう。こういうわけで、この計画の背後にある本当の考えは、アメリカは国内の不景気を防ぐために外国の崩壊を防ぐのに必要なドルを出してやらねばならないということである」と説明している。日・リューマーもこの点では同じで、「これ（マーシャル計画—引用者）は他の種類の対外『援助』とともに、アメリカ独占資本がその経済的な頭痛の種のいくらかを『輸出』⁽⁵⁾することを可能にした」と論じている。

(c) G. Stein, *The World The Dollar Built*, 1953, 茂木政訳『ドルの打ち建てた世界』上巻、一九五四年、岩波書店、一二五ページ。

(4) G. Stein, *op. cit* 邦訳上巻、一二五ページ。

(5) H. Lumer, *War Economy and Crisis*, 1954, 小椋広勝訳『戦争経済と恐慌』一九五五年、岩波書店、一九八ページ。

われわれは、スタインやリューマーの指摘している論点、つまりアメリカの不況を回避するためにも、アメリカの対外援助活動は絶対不可欠であること、したがってまたマーシャル提案のそうした経済的側面を全く否定するつもりはない。ここから直ちに、ヨーロッパ市場をアメリカ独占資本にとって必要不可欠のものとして再編し、ヨーロッパのアメリカへの従属と捉える視点も容易に出てくるであろう。事実、一九四七年五月ごろからアメリカの輸出の伸びが減退しはじめ、それに連動して生産活動も低下し、失業者も増大する傾向をみせはじめている。これが同年六月の

表11 アメリカの対外援助輸出の輸出総額に占める比率

(単位%)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1948-55 年の平均	生産に対 する比率
合計	38.3	46.0	38.4	27.7	31.7	34.3	31.1	25.0	34.0	1.6
小麦	70.9	57.3	61.0	44.2	26.1	20.1	23.8	15.4	40.0	8.7
米	41.6	35.5	31.1	17.9	13.5	9.3	16.4	16.1	22.7	4.0
油脂	56.5	54.2	43.1	16.2	18.9	17.4	20.5	19.7	30.8	2.1
肥料	29.7	37.9	48.4	30.0	41.7	20.7	24.1	36.6	33.5	2.8
棉花	49.2	68.6	58.7	39.2	26.3	39.9	33.2	21.0	42.0	12.5
タバコ	42.8	65.5	61.0	29.9	20.4	9.5	17.2	16.4	32.8	2.6
木製品	32.8	43.6	35.5	18.7	18.0	12.5	16.6	20.6	24.9	0.4
化学製品	35.2	41.7	28.7	18.1	17.1	12.9	17.8	17.8	23.9	1.8
皮革製品	28.7	45.2	31.4	15.9	14.8	13.2	18.3	18.3	23.2	0.5
繊維製品	29.3	38.8	28.3	18.0	17.2	14.3	18.3	18.5	22.8	1.0
石油同製品	35.9	43.3	31.2	18.0	19.2	13.3	19.1	19.2	24.9	1.0
石油製品	40.6	50.1	20.0	22.8	24.8	14.4	18.5	21.2	26.7	2.3
炭製品	28.4	39.2	27.3	17.3	23.3	13.5	17.9	17.7	23.2	0.7
鉄鋼製品	27.5	35.0	33.6	27.3	44.0	37.9	41.3	31.4	34.9	4.3
電気機械	27.4	42.5	39.9	27.8	28.6	27.4	27.2	20.1	30.0	2.0
産業機械	27.9	46.0	40.2	23.0	25.6	21.0	17.5	16.5	27.2	3.0
農業機械	27.9	40.0	28.9	19.1	32.3	70.2	46.8	26.0	36.4	2.2
航空	33.3	50.3	41.1	31.7	67.8	66.7	54.6	70.3	52.0	5.2

資料：National Planning Association, "The Foreign Aid Programs and The United States Economy" 1957. (『東洋調査月報』第9巻第10号, 1957年10月, 32ページによる)

マーシャル提案と符節を合せているのである。

これは表目によっても確認することができよう。表目はアメリカの対外援助が同国の生産および輸出にどれほどの影響を及ぼしたかをみたものであるが、それによれば一九四八―五五年の輸出総額のなかで対外援助輸出の占める割合は平均して三四％であった。第二次大戦後のアメリカの商品輸出は、一九四七年の一六〇億ドルをピークとして一九五〇年まで一〇〇億ドル―一三〇億ドルの水準に低迷したが、表目ではその比率が最高を示したのは一九四九年で、四六％であった。したがって、対外援助に支えられた商品輸出の増大をもつてもなお、アメリカの商品輸出総額の低下をカバーできなかったことになるが、仮に対外援助輸出がなかったとすれば、アメリカの輸出貿易の落ち込みはもっと激しかったに違いない。この点で、前者は後者の落ち込みをかなりの程度緩和する役割を果たしたことは否定できない。商品別で見れば、過剰生産傾向にあった綿花、タバコ、小麦などの農産物が対外援助輸出に依存する割合が高く、一九四八―五五年平均よりもその比率が高い商品は、上記のものを除けば、航空機（五二％）、車輻（三六・四％）であった。生産に対する比率、つまり輸出依存度は全商品について一・六％と決して高いわけではないが、右で指摘した商品は総じて高く、とりわけ綿花（二二・五％）、小麦（八・七％）、航空機（五・二％）、電気機械（四・三％）、米（四・〇％）、農業機械（三・〇％）など、平均よりもかなり高い。このように、アメリカの対外援助は、域外調達によって援助受入国に与えられたものもあるのでそのすべてがアメリカの商品輸出に結びついたものではなかったとはいえ、そのかなりの部分が自国の商品輸出と結合し、過剰生産の処理に一定の役割を果たすことによつて、アメリカの繁栄と「完全雇傭」を支えていたのである。

しかしそれにもかかわらず、われわれはマーシャル提案の政治的、軍事的側面を重視しなければならぬと考える。

マーシャル演説は、トルーマン・ドクトリンに直接触発されて行われたように、アメリカの反ソ・反共路線の延長上で捉えられるだけでなく、ヨーロッパの政治軍事的統合の上に立ってのソ連、共産主義への直接の対決路線であり、そうした統合の前提なしにはアメリカのみならず、ヨーロッパの生存すら保障し得ないという、現代資本主義の「組織化」の窮極的な限界をみずから宣言したものであった。したがって、ヨーロッパの経済的統合は、必然的に政治軍事的な統合にまで発展せざるを得ないし、その経済的統合がドイツを「包摂」したときにはじめて「完全」な統合体をなしたと同様、政治的・軍事的統合も、ドイツの「包摂」なしには到底考えられない。その意味で北大西洋条約機構 (NATO = North Atlantic Treaty Organization) へのドイツ「包摂」をもって、アメリカの世界戦略の一環としての西欧統合は文字通り「完成」したのである。もっとも、次項で述べる低開発諸国の「統合」によって補完されなければならないのである。

三 いわゆる低開発諸国の再編

アメリカのいわゆる低開発諸国の開発戦略は、朝鮮戦争の勃発を契機として具体化していったが、ここでは二つの委員会報告を検討することによって、その意義を探っていきたいと考える。二つの報告とは「グレイ報告」と「ロックフェラー報告」とを指す⁽¹⁾。もともとこの二つの委員会設置の必要性は、一九四九年一月二〇日のトルーマン大統領の就任演説第四項、いわゆるポイント・フォア (Point Four) に由来するものであった。

「第四に、わが国の科学上の発展と工業上の進歩とによる利益を低開発地域の改善と発達とに利用する大胆な新しい計画に着手しなければならない。……平和を愛好する民衆を、われわれの蓄積している技術的な知識と恩恵に浴

させ、かくして、生活を改善したいとわれわれが考えている抱負を實現すべきであると信ずる。また、他の諸国民と協力して開発を渴仰する地域への投資を助成すべきである。／われわれの目標は、世界の自由な諸国民が自分自身の努力によって、食糧、衣料、住宅建設資材を、またかれらの負担を軽減する機械力を増産するのを援助することで行ければならない。／他の国々がそれぞれの技術上の資源をこの計画にプールのすることを要請する。各国がこの企てに協力することを心から歓迎する。……／わが国の企業、民間資本、農業、労働の協力を得れば、この計画は他の国々の生産活動を大いに増進し、かれらの生活水準を著しく向上せしめることができる。／このような経済開発を新たに行う場合、開発を行う地域の民衆に利益をもたらすように計画を統制しなければならぬ。投資家に保証を与える場合、資源と労働力とをこれらの開発に投入する国々の民衆の利益に対する保証と、均衡のとれるようにしなければならぬ。／海外における利潤の搾取を目的とする古い帝国主義は、われわれのこの案には全く潜んでいない。われわれの当面の計画は、民主的に公正処遇なる理想を根底とする開発計画である。／アメリカをはじめ、あらゆる国々は、世界の人的資源とまた資源との利用を改善しようとするこの建設的な計画から、多大の利益をうける。過去の経験の語るように、アメリカと諸外国との貿易も、世界の国々が産業的、経済的に発展するにつれて、増加する。……」

(一) グレイ報告とロックフェラー報告を同じ比重をもつものとして論ずることはできない。のちに詳述するように、ロックフェラー報告はグレイ報告に対して、具体的・個別的な問題を取り上げて論じており、したがって本稿の目的に必要な限りでのみ考察することにする。このことをはじめにお断りしておきたい。

(2) 大蔵省『調査月報』第四一卷第二号、一九五二年、四八―四九ページ。『国際決済銀行第一九次報告』三九―四〇ページ。

ヨーロッパ復興計画にみられるアメリカの対外援助政策は、さらに発展して後進国開発にまで拡大されるにいたっ

たが、これら一連のアメリカの対外援助政策は相互に深い関連をもちつつ、展開されていることが右のトルーマン演説を一読すればすぐ理解できることであろう。ポイント・フォア計画を、トルーマンはみずから「建設的な計画」といい、「海外における利潤の搾取を目的とする古い帝国主義」ではなく、「民主的な公正処遇なる理想を根底とする開発計画」だと強調しているが、マーシャル計画から直接引き継いだものであるだけに、そのなかに隠されている一貫した反共路線をわれわれは看取しないわけにはいかない。こうした反共路線上で後進国開発をみるならば、ポイント・フォア計画の「対象となる領土にとつて利益をもたらすものである」⁽³⁾どころか、アメリカの世界政策にとつて「かかる地域は徐々に重要な原料供給源となる」⁽⁴⁾ことは明らかであり、その対米従属化への道であることこそ強調されなければならないであろう。この点は、上記の二つの委員会報告を検討することによって確定できよう。

(3) 『国際決済銀行第一九次報告』四〇ページ。

(4) 同右、四一ページ。

1 グレイ報告

一九五〇年三月一日、トルーマン大統領はノース・カロライナ大学総長で元陸軍長官のゴードン・グレイ(Gordon Gray)を委員長とするアメリカの対外政策を検討する委員会を発足させ、「われわれ自身の政策が、米国の経済力ならびに世界の自由主義諸国の経済力を増強するのにもっとも役立つものとなることを明らかにする」⁽¹⁾ために、適切な勧告を作成するよう要請した。これに応じて一九五〇年二月一日、「対外援助政策に関する大統領への報告」がさきの委員会から提出されたが、これが「グレイ報告」と呼ばれているものである。グレイ自身が述べているように、この報告は「外国経済の分野でわが国が現在直面している重要な問題とこれらの諸問題を処理するための政

策および計画⁽²⁾という、一言でいえば、アメリカの対外経済政策全般に係わる諸問題を広範囲にわたって取り扱っており、したがって、われわれが問題とする低開発諸国の開発戦略のみを対象とするものではない。しかしグレイ報告は、アメリカの対外経済政策全般という広い視野に立つての提言であるだけに、低開発諸国の開発問題がそうした全体のなかで位置づけられて論じられており、その点ではアメリカの開発戦略をいっそう明確にしているといつてよい。この委員会での報告書作成途中で朝鮮戦争が勃発するが、グレイはこの事件が「事実上われわれが取り組んでいる問題の基本的性質を変えるものではなかった」が、「問題の大きさを著しく変えた⁽³⁾」と述べている。事実、その点はこの報告書のなかに散見され、朝鮮戦争勃発によって惹起された諸問題、とりわけアメリカおよび西欧の国防という観点からの再軍備強化への促進を強く訴えていることは注目に値する。

(1) 大蔵省『調査月報』第四〇巻第一号、一九五一年、四五ページ。グレイ報告には「要約および勧告」も付されていて、その翻訳は本号に収載されているが、全文は同『月報』第四〇巻第三号に収載されている。

(2) (3) 大蔵省『調査月報』第四〇巻第一号、四六ページ。

次にこの報告書をみてみよう。

「グレイ報告」⁽⁴⁾は六章からなっており、その表題は、第一章対外経済政策の意義、第二章戦後経済の趨勢と米国の国際収支、第三章西欧、ポンド地域および日本、第四章低開発地域と経済開発計画、第五章通商および財政政策、第六章対外経済計画の運営、となっており、これに二九表からなる付属統計がついている。第四章の論述に焦点をおいて、以下、グレイ報告の概略を紹介しておきたい。

(4) 大蔵省『調査月報』第四〇巻第三号による。以下、同号からの引用に際してはカギカッコを付し、煩瑣を避けてページ

数を省略する。

「われわれの対外政策の最大目的は公正にして恒久的な平和を樹立するにある」という文章で始まる第一章では、その目的を達成するためのアメリカの対外政策のあり方を一般的に提示したものである。「自由世界共通の國際的目的」、つまり「自らを防衛し國民の生活水準を向上せしめる意志と能力ある安定せる民主的社會の發展」を図るために、アメリカは「継続性と一貫性」をもつ「対外政策および經濟計畫」を推進していかなければならないが、その「対外經濟政策の鍵」となるのは、「ソ連共產主義と非共產世界の間の長期戦の中心は防衛力におけるのみならず利用可能資源の効果的な使用開發力における成功の比較」にあるというのである。そしてそれらを成功裡に進めるためには、「經濟政策の企画と運営は世界的な規模をもち最大限の國際協力の基礎に立たなければならない」として、國際協力の重要性を指摘している。

第二章では、戦争終了後から朝鮮戦争勃発までの西欧および日本の復興と發展は、アメリカの贈与および貸付に大きく依存してなされたが、アメリカのこれらの諸國への援助は、西欧や日本の非歐地域からの輸入増大を引き起こすことによつて、「多くの非ヨーロッパ諸國の經濟を同様に援助する重要な要因」となつた。しかしなお「重大にして永續的な問題」として、西欧および日本の場合には「充分な市場ならびに長期間の競争との弱点に対する必要措置」、低開發地域の場合には「生産高と輸出高の低水準およびその結果としての輸入能力の制約、ならびに米國市場に売り込む困難とそのため起こる米國から必要な輸入への資金調達の困難」が残らざるを得なかつた。ところが、朝鮮戦争勃発後の最近の新しい事態の發展は、次のような必要性、すなわち「(a)政治的および經濟的に西欧の防衛力を急速に建設することを可能ならしめること、(b)激しくなつたソ連共產主義の浸透の圧力に対抗し自由世界全般の經濟的政治

的構造の強化を援助すること。(c)必要資材の供給源の増加のための開発を援助すること」を生じせしめ、これらの必要を充足させるために十分なドル的世界的な供給が行われようかどうか、という問題を提起していると分析している。勿論、そうしたドル供給は「充分でないであろうことは明瞭である」から、ここにアメリカの「対外経済政策の効果的にして精力的な計画樹立とその実施の継続を必須」たらしめると提言している。いかえれば、「ドル資金の非重要物資への濫費を避け優先度の高い目的達成に使用」するようにドルを振り向ければ、アメリカの対外政策の「目的を効果的に実現すること」ができるというのである。

かくして、再軍備促進にとって不要不急な資源利用と資源開発を避け、効率的な原料資源の生産と利用を図れるような対外経済政策の樹立こそが緊急課題であることになる。ここにすでに低開発諸国の開発一般ではなくて、防衛力増強に役立つ限りでの低開発諸国の開発という、限定された選別の思想が潜在していることをわれわれは見落としてはならない。

第三章ではまず西欧の「現在の弱点」を、「軍事的には十分な防衛力に、政治的には若干の国家における無関心と精神的弱みに、経済的には個別的にも集団的にも両者にとって国民経済が外国の他の部分からの輸入に極度に依存していることにある」と指摘する。ところが、朝鮮戦争勃発後の新しい事態の発展は西欧にも重大な影響を与えたが、そのなかで重要なものは、「第一に、北大西洋条約諸国への米国の援助も含めて西方世界における再軍備の強化であり、第二に、非共産世界を政治的にも経済的にも強化し、重要資材の供給を増大し、あらゆる種類の生産を拡大する緊急な必要性の増大である。」したがって、その目的を達成するために、アメリカの対西欧援助は「今後なお三年ないし四年にわたって必要」であるし、そのことが結局「アメリカに利益をもたらすことも今や明白」であるという。

なせなら、「アメリカの安全保障と自由世界の安全保障という観点から見れば、西ヨーロッパは最も重要な地域である」からである。

以上、きわめて大雑把に第三章までをみてきたのであるが、朝鮮戦争勃発後の新しい事態が少なくとも西欧に対して大規模な再軍備を強制し、それに対してアメリカも新たな援助政策の展開を余儀なくされていることが分かる。こうして、いわば重要原料供給源としての低開発諸国の開発が見直されることになったのである。では一体、アメリカのこの開発戦略はいかなる方法、手段を通じて実現されようとしているか、これが第四章の課題であるといえよう。

第四章は四節から構成されていて、第一節「低開発地域の現状とその将来」では、まずラテン・アメリカ、アジアおよびアフリカの三つの地域の大部分の諸国が低開発地域に属しているとし、この地域には世界の天然資源の大半が包蔵されているにもかかわらず、概してこれら諸国の生活水準がきわめて低く、ために「共産主義運動の発展に対して絶好の素地を提供している」としている。したがって、これら低開発地域に対するアメリカの開発戦略の目標は次の四点、すなわち「まず第一に、われわれはこれら地域に援助を与えてその独立を維持する能力を強化しなければならない。第二に、われわれはこれら地域の住民と政府とが相互防衛の体制をたてて協力することを保証しなければならない。第三に、われわれはこれら地域において生産を増強し、かつ民需および国防に必要な材料を相互に有益に交換できるように援助しなければならない。最後に、自由世界の経済的資源を一層有効に利用することを促進し、また自由世界を構成する諸国が自立を建前として進歩の実をあげうるような国際貿易の機構のなかに、これらの地域を加入させるためにわれわれは援助しなければならない」という点にある。以上のうち、第一の目標はその他の目標を完全に達成するために必要な「先決要件」をなすが、「このためには特に、これら地域の国民が政治的民主主義に対して忠

誠を誓うことを説得し、またはこれを一層確実なものとしなければならぬ」し、他方、いわゆる先進諸国は低開発地域の経済的希望を実現するために積極的にかつ継続的に協力関係をつくっていかねばならない。概して農業国であるこれら地域の貧困、文化的水準の低さを解消するためには「農業改革の実施が緊急に必要」だというのである。

次いで、ラテン・アメリカ、中東、南アジアおよび南東アジア、アフリカの四つの地域の個々の特殊事情についてふれており、ラテン・アメリカについていえば、「アメリカの民間資本を相当多額に導入できる程度まで侵略の脅威にさらされていない唯一の低開発地域」であるから、アメリカの民間投資の今後の投入に期待されるところが大きい。これが反し、中東、アジアは共産主義の絶えざる侵入の目標地域となっている。さらにアフリカは、ヨーロッパ植民強国——イギリス、フランス、ベルギー、ポルトガル、イタリア、スペイン——によって管理されているので、この地域でのアメリカの役割は制限されざるを得ないであろうとみている。

第二節「開発の障害」においては、低開発諸国の経済開発は先進国にとっても望ましいが、それには莫大な費用と長期の歳月を必要とする。先進国からの資本の導入を要するだけでなく、開発過程を維持するに必要な諸々の機関——金融機関等——、経験の豊富な技術者、管理者、経営者もまた必要とされる。さらに、アメリカの対外政策の目的が「政治的民主主義を育成し、かつ支持し、すべての自由な国家を侵略から防衛するために他の諸国の協力を求め、そしてそれぞれの国民の幸福を増進することにある」にもかかわらず、これらの援助がしばしば「内政への干渉」と誤解されてきたので、援助は諸々の国際機関を通じて行うことが望ましい。開発を妨げるこれらの障害は「徐々に克服」できるといっているのである。

次いで、第三節「望ましい開発の性格」では、低開発諸国の開発の「基礎的要件は、生産力を増強すること」、な

かんずく「農業生産を改善する開発」であると指摘し、これによって「自らの使用に供するために直接に生産を増加するばかりではなく、輸出向け生産を増進し、それによって海外から資材を購入する能力を増大することによって自国の経済事情を改善」できるとしている。アメリカは自国の「安全保障に欠くことのできない、しかも諸々の低開発地域で主として生産される多くの鉱物およびその他の第一次商品の正味輸入国」であり、「非常時に使用される資材の国家的蓄積」を一九四六年の戦略的重要資材蓄積法 (Strategic and Critical Materials Stockpiling Act) にもとづいて強化してきたが、朝鮮戦争勃発によって資材蓄積の速度が促進されたため、「多数の戦略資材の国際的供給に對して大きな圧迫を加える」にいたった。その結果、アメリカおよびその他の北大西洋条約加盟国による「集団的全保障の所要量は、これら資材の生産高を急速に拡充するためにかつて企図されたよりも一層の真剣な努力を要求している。これは経済開発計画の最も重要な眼目である」というのである。

「アメリカの援助計画の諸要素」と題する第四節は、民間投資、政府投資、開発および技術援助のための贈与、をそれぞれ個別的に取り上げて考察する。まず「開発の最も望ましい方法」としての民間投資は、今後拡大されなければならないが、それに先行して、基本的サービス——港灣施設、道路、動力施設、衛生施設、灌漑等——が整備されなければならない、そうした施設の改善を担っているのは政府投資である。民間投資を拡大するためには、さまざまな障害が現在存在しており、とりわけ通貨の「非交換性および収用の危険に對する保障」や「租税上の優遇措置」、あるいは「健全な外国ドル証券のためにアメリカの市場を改善する措置」等が問題だが、開発融資は單に民間投資だけでは解決を図れない。それを補うのが政府投資であるが、これは前述のように、さまざまな基礎的サービスの建設のために、また「戦略資材の生産拡充資金を援助」するためにも必要である。効果的な対外政策という点からいえば、

「経済的および技術的援助は、多くの場合健全な開発計画の、したがって健全な貸付計画の本質的な部分」をなすものであり、そうでなければ資金は「浪費」されて思わしくない結果をもたらすのみである。「健全な開発計画を積極的に推進」する国際機関として、現在国際復興開発銀行（IBRD）があり、これは「開発融資における主役」をなすが、アメリカもそれを「開発貸付を行う上の第一の公的機関」と認めている。ドル貸付を行うもう一つの公的機関としてアメリカの輸出入銀行があり、両銀行は「その活動を整合し、貸付運用量を拡大することが必要」であると提言している。仮に「ある国の開発を援助する諸機関の間に調整がないと、資源の重大な浪費が生ずる」し、また「調整がないと、その融資する事業計画が一貫した全般的開発計画と合わない場合が起こる」からである。以上のような公私の投資のほかに、「今後数年間は開発のための政府贈与を行う必要もある」が、「贈与援助の規模は限られたものである。」したがって、「貸付の代わりに贈与とどうかをきめるに当り、アメリカにとって基本的問題となるのは、外部からの資本援助を返済するためにある国の発展が自由諸国の共通の利益が要求する速度以下に遅くなるかどうか」ということである。ヨーロッパ復興計画（ERP）の援助のあり方を選択する場合に基準となつたのは、そうした判断にもとづいていた。現在、「開発のための贈与という分野はすべて試験的なもの」であるが、しかし「あらゆる場合、相互安全保障に最大の寄与をすることと、小規模農業分野の長期計画に対して少なくとも当初の基礎を与えることの二つを狙いとしなければならない。」「公的資本援助を有効ならしめる基礎として、または補助として必要」な技術援助は、資金計画の附属ないしは道具として与えられたとき、はじめて「生産的」になるのであって、この意味で「資本と技術援助との結合が必要」である。この観点に立って、アメリカはさまざまの国と一般的協定ないしは個別的協定を結んできている。

以上のような民間投資、政府投資、贈与という開発融資政策はいかにあるべきか。従来、アメリカの対外貸付は「ひもつき」融資であったが、今後は「ひもつき制約なしの貸付」をすべきであろう。というのは、「ひもつき」でなければ競争原理がはたらいて、最も安いところで物資の買い付けが行われるだろうし、そうなれば西欧や日本での買い付けの機会を増大させるから、西欧や日本のドル収益も増大し、それがひいてはアメリカの対外援助を減少させ、インフレ圧力を緩和し、これら工業国をして「自由世界の経済の型に組み入れる助け」となるからである。それだけではなく、アメリカの「世界貿易差別撤廃助長政策」からいっても、好ましいであろう。勿論、こうした開発計画に必要な費用は、借入国としてもその一部を分担すべきである。費用分担にもとづく借入国の国内経済に与える影響を斟酌して、開発援助を運営する必要がある。このように援助計画の諸要素にはいくつかがあるが、それらの役割はさまざまであるにしても、「効果を發揮するには、これら要素のすべてが効果的な政治的啓発の方針によって裏づけられ、侵略の脅威から安全な環境で作用し得なければならない。」「世界の人口および天然資源の重要部分を占める低開発地域の発展を継続し促進する」ことが、アメリカおよび自由世界全体にとっていかに重要であるか、この理解に立って、アメリカは開発に提供できるさまざまな資源のなかでの優先順位の「釣合」を考慮していかなければならない。以上が第四章の要約である。

第五章「通商および財政政策」では、アメリカ対外経済政策の重要な目的として、関税障壁の引き下げ、通貨的な束縛および量的な貿易制限の撤廃、一言でいえば自由、無差別な国際通商を実現することにあるが、それにはアメリカの輸入および国内政策にみられるさまざまな障壁、たとえば関税政策、税関および検査手続き、政府調達における国産優先原則、農業政策にみられる価格支持、海運政策等に一定の修正、改善を加えなければならないであろうとい

う。これを受けて、最後の第六章は、「現在の対外経済計画に高度の一貫性および連続性のあることを必要」とし、そうした計画の遂行にあたっては、他国の協力、すなわち「適当な国際もしくは地域的組織」を通じて行うことが大切である。特に開発計画の場合にはそうであつて、「国際組織、特に国際連合およびその従属機構を利用」すべきことが強調されている。

2 ロックフェラー報告

以上に紹介したようなグレイ報告を直接引き継いで、次のロックフェラー委員会が誕生した。すなわち、一九五〇年一月二四日付のトルーマン大統領の国際開発諮問委員会 (The International Development Advisory Board) の委員長 Nelson A. Rockefeller 宛委嘱状によれば、「グレイ報告全体と関連させて低開発地域に対するアメリカの政策に関するグレイ氏の提案を検討し、かくしてアメリカがこの分野でいかなる形式と規模の計画を実施するのが望ましいと考えられるか」、その見解の報告を求められて委員会が発足した。翌一九五一年三月五日、「進歩への協力」(Partners in Progress) と題してトルーマンに提出された報告書が、いわゆるロックフェラー報告と呼ばれているものである。勿論、グレイ報告と同様、ロックフェラー報告も、ポイント・フォア計画を進めるにあつての具体策の検討にあつたことは、トルーマンみずから「ポイント・フォア計画の広汎な目的と政策とを、急速にまた有効に達成するのに好ましい計画をとくに考究」することをこの委員会に求めている点から明らかなことである。

(一) 大蔵省『調査月報』第四一卷第二号、一九五二年、に全文が訳載されているので、それを参照した。以下同号からの引用に際してはページ数のみをカッコ内に付した。

グレイ委員会が「アメリカ政府の対外経済上の政策と手続とを、開発の状況と現状とに照らして総合的に研究す

る」のに対し、ロックフェラー委員会は、低開発地域に関するアメリカの政策の望ましい「形式と規模」という、かなり具体的・個別的な問題にまで踏み込んだ議論をなしているという点で、いわば前者の総論的立場に対し、後者は各論的立場という位置づけを与えられているといつてよいであろう。したがって、ロックフェラー報告も、グレイ報告をそのまま踏襲し、「経済開発は、総合的な対外政策の必要かつ広範な戦略の一部となるとき、アメリカの国防動員で重要な役割を果たす」(一九ページ)といった観点から、個別、具体的な問題を検討し、提案している。

ロックフェラー報告は、一言でいえば「低開発地域の経済を強化し、また、それらの地域の生活水準を改善することが、アメリカ自身の国防動員の重要な一部分である」(一六ページ)という視角から、開発戦略を提言している。つまり、アメリカの国防と低開発地域の経済開発は不可分な関係にあるという立場である。ロックフェラー報告は、最初にこのことを確認して論を進める。危機に直面しているアメリカにとって、現在、「緊急物資の不足が急速に進展するにつれて、低開発国において物資を急速かつ大規模に増産することが非常に重要となっている。」(一八ページ)「これらの緊急開発計画は国別および地域別の長期開発計画の枠内で推進しなければならぬ。」(一八ページ)このようにして、「われわれの防衛を強化し、この反面では、将来の世界経済の発展のために原料と工業との基礎を拡大することとなる。このことは、低開発地域に対してはいうまでもなく、まさにアメリカと西ヨーロッパにとつても重要不可欠であり、正しい恒久平和にとつても重要不可欠である」(一八ページ)というのである。

この観点に立って、「国防上の緊急要求と著実な経済開発の目的との調整」(一八ページ)を図るために、換言すれば「現在利用できる原料資源の配分を行うため適当な優先順位を決定する」(一九ページ)ために、次の二つの措置、すなわち(1)アメリカの国防動員に、自由世界の著実な強化をはかるという基本目的を包含させること、(2)政府機関

を設置し、これをして世界の進歩発展とこれらの計画を実施するのに必要な資源に対する安全の保障とに経済開発が寄与する程度を有効に判定させること」(一九ページ)が必要である。こうした「厳密な損益計算の立場から、世界の安全保障に大いに貢献する如き経済開発諸計画は全力をあげてさらに推進せねばならない」(一九ページ)という。

以上のような開発戦略の立場から、ロックフェラー報告は国内のおよび国際的諸機関の整備・統合を提案している。たとえば、(1)「アメリカ政府の行う主要な海外経済活動を急速に集中統一」(二三ページ)するために、経済協力局 (ECA = Economic Cooperation Administration)、技術協力局 (TCA = Technical Cooperation Administration)、米州問題調査会 (DIAA = Institute of Inter-American Affairs) という現在設置されてあるような機関を統合して、アメリカ対外経済局 (United States Overseas Economic Administration) という総括機関を新設し、「全自由世界にわたる増産を促進させる活動に経済的防衛措置を統合」(二二ページ)させなければならない。(2)アメリカと外国との経済協力を促進するために、「アメリカおよび当該低開発国双方の代表者よりなる合同委員会」を設置する。この委員会は、「当該国の経済安定をはかるのに必要な海外からの緊急輸入物資のリストを作成」(三八ページ)し、また「防衛上必要な戦略物資および緊急必要物資の増産にかんする基礎を立案、実施」(三八ページ)し、さらに「食糧の増産、保健の増進、基礎的技術の訓練、輸送の改善につき目標を設定し、またその協力計画を作成」(三八ページ)する。(3)「低開発地域にとり必要欠くことができず、また通常の貸付方式では融資できない公共事業の経費の一部を融資するため」(四二ページ)に、国際開発局 (International Development Authority) を早急に設立し、「これにすべての自由な国家が参与できる」(四二ページ)ようにすべきである。(4) I B R D の子会社として、国際金融会社 (International Finance Corporation) を創設し、それを通じて「民間投資家が現地通貨の補充資本を獲得」

することができ、また「現地資本を動員」(四六ページ)することができるようになります。

以上のいくつかの提案にみられるように、ロックフェラー報告はかなり個別的な問題を取り上げており、具体的な提案の固有の意義なり性格の検討を目的としない本稿では、これ以上、ロックフェラー報告の内容を吟味する必要はないであろう。

3 低開発諸国の再編

非共産圏世界全体の人口の七〇%を占める低開発地域には、軍事戦略上、重要な天然資源が数多く包蔵されており、とりわけ、天然ゴム、マンガン鉱、クロームおよび錫のほとんど全部、亜鉛および銅の四分の一、また鉛とアルミニウムの三分の一など、「アメリカの貯蔵物資にあてられかきわめて軍事的に重要な輸人物資の全体のうち、総額の七五%」⁽¹⁾を、これら低開発諸国に依存しているアメリカにとって、その開発はきわめて重要な、しかも緊急な課題となっている。さらに、「アメリカと西ヨーロッパを単一の統合された防衛単位と考えると、これらの国が低開発地域に戦略上依存する程度はさらに大きくなる。」⁽²⁾こうしたアメリカの国防上、不可欠な低開発地域の経済開発は、西欧諸国との協力の下で、長期計画のなかで進めていかなければならないが、有効な開発計画は、「生産を増加し、共同の防衛に寄与する如き具体的な、細部にわたる、特定の計画の枠内で着手する事業を、利用しうる資源に適應せしめる」⁽³⁾ことが大切である。この観点に立って、ロックフェラー報告が現存する国内および国際的な公的機関の見直しと動員、民間企業の最大限の活動を保証できるような国内のさまざまな制度の見直し、などを提言していることは、すでにみたとおりである。

(1) (2) 大蔵省『調査月報』第四一卷第二号、一七ページ。

(3) 同右、二二ページ。

グレイ報告もロックフェラー報告も、朝鮮戦争の勃発を契機にしているとはいへ、アメリカの防衛計画を前面に押し出しつつ、その計画にしたがった低開発地域の経済開発の進め方を提言していることが明らかである。すなわち、アメリカの反ソ、反共という軍事戦略上に不可欠な低開発諸国の開発構想は、マーシャル計画にもとづく西欧の再編と軌を一にして、両者はともに裏腹の關係にあり、その意味では一貫した思想の産物であるといつてよい。この場合重要なことは、アメリカの国防という基本的前提にもとづく低開発地域の開発計画であるということであり、逆にいえば、アメリカの国防上、重要度の低い開発計画は問題とはなり得ないということである。重要原料供給源としての低開発地域の経済開発を、アメリカの国防計画の一環として組み入れる立場から、次のことが必然的に帰結されてくる。すなわち、「重要なものは防衛に必要な原料生産の増加である。既存の物資を単に買付けるだけでは充分ではなく——新しい資本を原料生産諸国に投下して生産増加を計らなければならない。そのうえ、決定的に重要な点は共産主義侵略勢力にこれら必要原料の給源が奪われないことである」と⁽¹⁾。だからこそ、低開発諸国を含めた集团的防衛戦略を貫徹するために、アメリカは西欧先進諸国の協力を是非とも必要としているし、北大西洋条約機構の強化・拡大を強く訴えることにもなっているのである。

(4) 大蔵省『調査月報』第四〇巻第一号、五一ページ。

したがって、低開発諸国のアメリカにとつての位置づけは、まさしくアメリカの国防上からの要請にしたがってなされるのであり、その観点に立って、なにが最重要な原料であり、それを効果的に生産するためにどれだけの資金をどこに投下すべきであるか——一言でいえば開発計画といわれているもの——、要するにドルの世界的な散布を最も

効果的にするために、アメリカの軍事的安全保障にとって最も有効な資源開発と資源利用とを、西欧諸国の協力の下で実現していこうというわけである。こうして、アメリカは自国の防衛を最優先させる立場から、低開発地域の再編を余儀なくせしめていくのである。ポイント・フォア計画の歴史的意義は、まさにそこにある。

四 アメリカ対外援助政策の性格

一九四七年三月におけるトルーマン・ドクトリンにもとづくバルカンを舞台としたアメリカと共産主義勢力との軍事的対決、いわゆるアメリカ主導による冷戦の開始を画期として、西欧の再編は急速に推進されていったが、それは軍事的統合を窮極的には展望しながら、差し当たり経済的統合を課題としつつ果たされていった。それがマーシャル援助計画であったことはいうまでもないが、とはいえ、ここで注意しなければならないことは、西ヨーロッパの統合を、まずは経済的に、次に軍事的に、といった時系列的先後関係をわれわれはいつているのではないということである。アメリカの西ヨーロッパ再編は、あくまで共産主義との対決——したがってそれはすぐれて政治的、軍事的次元の問題である——という点からなされているのであり、その対決コストを支弁し、維持し得る経済的基盤の育成こそ、その核心をなすものである。したがって、モーゲンソー・プラン⁽¹⁾——一九四四年九月のルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相とのケベック会談で提案され、両者とも合意した——にみられるようなドイツの牧草地化を計るとする戦後ドイツの処理構想は、戦後の新しい事態のもとでは全く問題とはなり得ず、むしろドイツの石炭、鉄鋼を積極的に利用するところにこそ、西ヨーロッパの経済復興の鍵があるとの認識がみられていくのである。ドイツの農業国化（＝牧草地化）どころか、戦前の重工業の復活・発展を図っていかなければならないとの認識は、すでに東側との

対決が不可避なものになっている当時の客観的情勢に根差したものであったといえる。こうした客観的情勢が次第にヨーロッパ統合の具体的な姿を、アメリカの為政者の意識に上らせていくのであるが、それがさきに指摘したマーシャル援助計画であった。

(一) A. Groser, *Deutschlandbilanz. Geschichte Deutschlands seit 1945*, 1977, 山本尤・三島憲一・相良憲一・鈴木直訳『ドイツ総決算』一九八一年、社会思想社、五三ページ。

マーシャル援助の各国割当状況は、表12に示してある。それによれば、援助総額の七六・三％は直接贈与であり、また各国別ではイギリスが一番多くて総額の二四・一％を受け取り、次いでフランス二〇・三％、イタリア一〇・九％、ドイツ一〇・六％と、これら四カ国で総額の六五・九％の配分を受けている。英仏は別として、イタリア、ドイツは旧枢軸国であり、これら両国で全体の五分の一以上の割当を受けているのは、さきに指摘した西欧のなかでのドイツの特殊な位置づけからして当然であるし、さらにいえば、「真に有効な平和態勢は、旧敵国であるドイツ、日本、イタリアが世界経済に戻ってこない限り、確立できない」(「ロックフェラー報告」というアメリカの認識が前提になっていたからである)。

表13をみてみよう。この表は一九四五年から一九五三年までのアメリカの対外援助を総括したものであるが、それによれば同期間の援助総額は四四三億ドルに上る。この額は、表5にみられるように、戦時中のアメリカの武器貸与援助四二〇億ドルを上回る巨額なものであり、また一九四五年から一九五三年までのアメリカの出超総額四四九億ドル(表13と同じ資料による)にほぼ匹敵するものである。援助の形態からみると、戦争直後は別として、一九四八年より贈与が圧倒的に多くなっていたし、その贈与のなかの軍事的贈与部分が一九五〇年から次第に比重を増し、一

表12 E C A援助：参加国に対する割当
1948年4月3日～1951年6月30日

(単位百万ドル)

	直接 贈与	貸付	条件付 援助	合計(1)	国民所 得に対 する%
オーストリア	515.7	—	4.7	520.4	9.5
ベルギー・ルクセンブルグ	17.7	52.6	460.8	531.1	4
デンマーク	204.3	31.0	9.1	244.4	3
フランス	2,034.1	182.4	61.4	2,277.9	4
ドイツ(西部)(2)	973.2	—	218.6	1,191.8	2.5
ギリシャ	453.6	—	—	453.6	13
アイスランド	10.7	4.3	3.5	18.5	6
アイルランド	18.0	128.2	—	146.2	5
イタリア	1,068.8	73.0	85.8	1,227.6	5
オランダ(3)	775.5	150.7	31.6	957.8	8
ノルウェー	173.5	35.0	10.9	219.4	5
ポルトガル	5.5	34.7	8.3	48.6	・
スエーデン	—	20.4	98.1	118.5	1
トリエステ	34.3	—	—	34.3	・
トルコ	34.8	73.0	17.3	125.1	2
イギリス	1,836.9	336.9	532.1	2,705.9	3
ヨーロッパ決済同盟	350.0	—	—	350.0	・
前払運賃勘定	56.0	—	—	56.0	・
合計	8,562.6	1,122.2	1,542.2	(4) 11,226.9	3.5

(註)(1) ガリオア及び技術援助、戦略資材並びに救済物資を除く。

(2) 統合地区とフランス地区に以前に割当てられたものを含む。

(3) 1950年7月1日以前のインドネシア宛援助を含む。

(4) 1951年6月末までに割当てられた11,226.9百万ドル中、9,187百万ドルは現実に次の物資とサービスに支払うために用いられた。

食糧、飼料及び肥料……	2,830 百万ドル	海上運賃……	627
燃料……	1,284	技術サービス……	23
原料及び半製品……	2,791	船積諸掛……	7
機械及び車輛……	1,163	サービス合計	657
雑及び未分類……	462	総計	9,187
商品合計	8,530		

資料：『国際決済銀行第21次報告』16ページ。

表13 戦後におけるアメリカの対外援助

(単位百万ドル)

	1945年7 月-1946 年12月	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	計
総額	7,476	5,709	5,270	5,652	4,154	4,623	5,042	6,401	44,327
贈与	3,644	1,880	4,177	5,197	4,025	4,504	4,640	5,166	33,233
(内)軍事的贈与	679	43	326	216	524	1,480	2,681	4,371	10,320
同上	18.6	2.3	7.8	4.2	13.0	32.9	57.8	84.6	31.1
クレーヤット	3,832	3,828	1,093	455	129	119	402	1,235	11,093
地域別									
A. 軍事的贈与									
西欧(1)	679	43	255	172	446	1,083	2,196	3,537	7,732
アジア太平洋	—	—	72	44	63	294	390	767	2,309
ラテン・アメリカ	—	—	—	—	—	64	59	34	157
その他地域(2)	—	—	—	—	15	40	36	32	123
B. その他贈与及びクレーヤット									
総額	6,797	5,666	4,944	5,436	3,630	3,143	2,361	2,029	34,006
西欧及びその属領	4,310	4,458	3,966	4,344	2,826	2,302	1,593	960	24,759
近東及びアジア	28	—	—	44	77	101	177	159	477
アジア・太平洋	1,058	99	827	901	607	622	478	497	5,904
ラテン・アメリカ	114	99	38	63	37	95	68	365	879
国際機関及びその他地域	336	108	119	108	93	38	48	44	894

(注) (1) キリシヤ、トルコを含む。

(2) カナダを含む。

資料: Statistical Abstract of the U.S., 1954.

九五三年には約八五%にも達している。これはひとつには一九五〇年の朝鮮戦争勃発による軍需品輸出の急増を反映した結果である。

対外援助の地域別構成をみると、まず軍事的贈与については、戦後、一九五三年までの総額は西欧が七七億ドルで一番多く、次いでアジア太平洋地域の二三億ドルとなっている。西欧が一九四八年に前年の約六倍に増大しているのは、一九四八年二月のチェコスロヴァキアにおける共産政権の成立を契機として、軍事同盟結成への動きが急速化したことの反映であらうし、それ以降ほぼ一貫して急増しているのは、朝鮮戦争とこうした動きとが相乗的に作用した結果である。他方、アジア太平洋地域への軍事的贈与は、その大半が对中国援助とみられる一九四五年から一九四六年にかけての約七億ドルが、一九四九年には国民政府の決定的敗北と中華人民共和国の成立もあってその一五分の一に著減したが、一九五〇年以降再び急増している。それは朝鮮戦争もさることながら、アメリカの反共軍事戦略がアジア太平洋地域に重きをおきつつあることを物語っている。

軍事的贈与を除いたその他贈与およびクレディット（借款）、つまり経済的援助は、一九五三年まで三四〇億ドルで、そのうち西欧は約七三%にあたる二四七億ドルの配分を受けた。次いでアジア太平洋地域が五九億ドルで、経済援助総額の一七・四%を占めているが、これに反し、ラテン・アメリカは約九億ドルで、総額の三%にも満たない。これはカナダと同様、ラテン・アメリカに対してアメリカの民間投資（その大部分は直接投資）が集中しているのに対応している現象である。逆に、政府借款は西ヨーロッパに集中しており、ラテン・アメリカおよびカナダにはそれが極端に少ない。さきに、アメリカの対外援助総額がその出超総額にほぼ見合っていることを指摘したが、以上のことから、アメリカの過剰生産物の輸出市場として、西ヨーロッパが専らその役割を引き受けており、ラテン・アメリカ

カヤカナダは専ら天然資源の対米給源となつてゐることが明らかであらう。つまり、民間資本輸出にもとづくラテン・アメリカおよびカナダの経済開発によつて吸い上げた天然資源をひとつのテコとして、アメリカは西欧の再編と同時に、反ソ、反共の物質的基礎たらしめてゐる。

ところで表13から明らかのように、いわゆる経済援助は一九五〇年代に入つて急減してきている。特に対西欧援助は、四〇年代の四〇億ドル台から五〇年代に入つて著減し、一九五三年には一〇億ドルを割るにいたつてゐる。西欧諸国の戦後復興の一応の達成を、それは物語るであらうが、あたかもそれに対応するかのよう、経済援助に代わつて軍事援助の比重が増大してきたのである。いわゆる経済援助輸出に対する軍事援助輸出の肩代わりである。軍事援助それ自体が、「過剰」な軍需品輸出を意味するであらうから、裏返していえば、アメリカの経済構造が高度に軍事化——もつとも、第二次大戦による戦時経済への編成がそのまま戦後も保持されてゐるともいえるであらうが——されていることの証左であらう。換言すれば、対西欧軍事援助の増大は、アメリカの「戦争経済」への再編を意味するだけでなく、アメリカに主導された西欧経済のそれへの再編を余儀なくせざるを得ない。かつてのアメリカの「過剰」な非軍需品の捌け口としての西欧は、いまやその「過剰」な軍需品の捌け口と化すことによつて、アメリカとの運命共同体を形作ることになつた。

この点は、表14の国防費の動向にも現われている。西ヨーロッパが本格的に防衛問題に取り組むようになったのは、一九四九年のことであつたとされる。この年の四月四日には北大西洋条約機構(NATO)が成立しているが、NATO結成への動きは、周知のようにその前年のOEEC成立と踵を接していた。また、同年九月にソ連が原爆所有を公表し、アメリカの原爆独占状態に終止符を打つことになつた。こうして、西ヨーロッパの経済的統合は必然的に軍

表14 主要国の国防費

	1949年	1950	1951	1952
米 国				
国民所得(A)	2,202	2,196	2,627	2,892
政府歳出(B)	400.6	401.7	446.3	708.8
国防費(C)	121.6	123.5	199.6	399.2
C/A	5.5	5.6	7.6	13.8
C/B	30.4	30.7	44.7	56.3
英 国				
国民所得(A)	102.9	106.7	113.8	—
政府歳出(B)	33.75	32.57	40.74	42.40
国防費(C)	7.41	7.77	11.12	13.77
C/A	7.2	7.3	9.8	—
C/B	22.0	23.9	27.3	32.5
フ ラ ン ス				
国民所得(A)	6,539	7,117	9,082	—
政府歳出(B)	1,984	2,336	2,854	3,498
国防費(C)	289	463	854	1,269
C/A	4.4	6.5	9.4	—
C/B	14.6	19.8	29.9	36.3
ド イ ツ				
国民所得(A)	632.4	717.0	902.0	943.2
政府歳出(B)	—	126.1	167.6	232.0
国防費(C)	40.3	46.46	69.69	88.00
C/A	6.4	6.5	7.7	9.3
C/B	—	36.8	41.6	37.9
イ タ リ ア				
国民所得(A)	6,093	6,370	7,423	—
政府歳出(B)	1,772	1,935	2,048	2,132
国防費(C)	323	372	384	460
C/A	5.3	5.8	5.2	—
C/B	18.2	19.2	18.8	21.6
日 本				
国民所得(A)	28,864	32,301	47,553	50,520
政府歳出(B)	6,994.5	6,333.0	7,937.1	8,527.5
国防費(C)	995.1	1,151.3	1,265.5	1,823.9
C/A	3.4	3.6	2.7	3.6
C/B	14.2	18.2	15.9	21.4

(註) (1) 単位は、米国1億ドル、英国1億ポンド、フランス10億フラン、ドイツ1億マルク、イタリア10億リラ、日本1億円である。

(2) 国民所得は暦年による。ただし、日本の1951、1952両年は会計年度による。政府歳出および国防費は各国の会計年度による。

(3) C/A、C/Bは筆者で計算した数字。

資料：大蔵省『調査月報』第41巻第10号、1～10ページ。

事的統合への展望を内包しつつ、各国は反ソ、反共の集団的安全保障の一角を占めるべく、防衛分担を課せられていたのである。西欧の生産が戦前水準に復帰するのは一九四八年のことであり、貿易量指数でいえばその復帰は輸出で一九四九年、輸入では一九五〇年後半以降のことである（グレイ報告の付表による。いずれも一九三八年を一〇〇とした指数でみたもの）。西欧諸国にとって、一九四九年はいわば発展の緒についたばかりであるが、表14にみられるように、各国とも過大な防衛費の負担を強制されていることは、政府歳出のなかでの国防費の占める割合をみれば明らかであろう。すなわち、その割合はほぼ一貫して増大する傾向をみせ、イギリス、フランス、ドイツはいずれも一九五二年に三〇％を超えている。特に西ドイツがNATOへ加盟するのは、一九五五年五月六日のことであるが、それよりはるか以前に莫大な軍事費を負担させられているのは注目に値する。

かくして、西欧における軍事的再編への志向は、その属領を含む低開発諸国をも必然的に「包摂」せざるを得ず、その結果、非共産世界はアメリカを頂点とする集団的安全保障——軍事同盟——という名の下に統合されていくのである。この点にこそ、アメリカ対外援助政策の本質がある。

〔一九八六・九・一六〕

〈追記〉 本稿執筆の過程で、資料面に関し、法大社会学部講師宮崎晃臣君、筑波大学院池田正雄、平沢照雄両君のお力添えを得た。記して厚く感謝申し上げる。